

2024年6月吉日

殿

中小企業家同友会全国協議会

会長 広浜 泰久

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-9-13岩本町寿共同ビル3階

TEL:03-5829-9335 FAX:03-5829-9336

URL <https://www.doyu.jp>

2025年度国の政策に対する 中小企業家の要望・提言

中同協の概要

- ・中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は47都道府県にある中小企業家同友会の全国組織
- ・創立：1957年4月、日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）として東京で創立
- ・全国協議会設立：1969年11月
- ・会長：広浜 泰久（㈱ヒロハマ 取締役会長）
- ・会員数：4万7千名（企業経営者）
- ・会員企業規模：平均従業員数約37名、平均資本金1,500万円
- ・中小企業家同友会は経営者の自助努力による経営の安定・発展、経営者自身の成長、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています

中小企業家同友会の3つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

目次

はじめに

2025年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 中小企業憲章を国会決議とし、憲章の理念と内容を実現し制度化を …………… 4
2. 公平、公正な市場のルールを確立し、
中小企業の価格転嫁が進むよう健全な競争環境の醸成を…………… 4
3. 経営者保証ありから経営者保証なしへ、中小企業金融のパラダイムシフトを …… 6
4. 労働環境改善と多様な人材が活躍する就労環境の拡充を …………… 9
5. 中小企業・小規模企業の継続・発展のための公正な税制を …………… 13
6. 中小企業を取り巻く採用と教育環境の重視 …………… 28
7. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な競争の促進を …………… 30
8. 持続可能で循環型経済社会の形成とSDGs・エネルギーシフトの実践を …… 31
9. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化 …… 35
10. 東日本大震災等の教訓を生かし、
災害対策や地域振興を推進し、防災・防疫対策を進める …………… 38
11. 企業家を増やし、事業を維持発展させるために …………… 39
12. 平和で安心安全な経済社会づくりを進め、信頼される政治や行政を …… 39
13. その他 …………… 40

はじめに

私たち中小企業家同友会全国協議会（略称・中同協・1969年設立）および47都道府県の中小企業家同友会は、「よい会社・よい経営者・よい経営環境」という「三つの目的」、「自主・民主・連帯の精神」、「国民や地域と共に歩む中小企業」という同友会理念の実現をめざして活動を続けています。

1973年から国の政策に対する要望・提言を、政府各機関・政党及び国会議員に毎年お伝えし、懇談を積み重ねて参りました。2003年には『中小企業憲章』の制定を提言し、2010年6月に『中小企業憲章』が閣議決定されました。私たちはこの画期的な『中小企業憲章』や『中小企業振興基本条例』の具体化と活用を求めています。中小企業の役割を正当に評価し、中小企業政策を国や地方自治体の政策の柱とすることを期待するものです。

また、2019年6月に「中小企業家の見地から展望する日本経済ビジョン」を数年にわたる論議を経て発表しました。日本の経済社会が持続可能で健全に発展する道を切り開き、豊かな国民生活の実現をめざしていくことを会内外に呼びかけています。時を同じくした2019年6月、国は「7月20日」を「中小企業の日」、7月の1ヵ月間を「中小企業魅力発信月間」として位置づけたことは大変意義があります。

さて、日本はさまざまな構造的問題があり、また世界や地球も深刻な課題を抱えています。「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs・2015年採択）」にある「誰一人取り残さない」こと、そしてすべての前提となる平和で安心安全かつ持続可能な経済・社会・環境は、二度の世界大戦の戦禍から「将来の世代を救う」とした国連憲章や日本国憲法の基本原則・理念である国民主権・基本的人権の尊重・平和主義とともに、全世界が希求するものです。

中小企業家同友会では、同友会を創立した先人たちの中小企業運動から「中小企業は平和でこそ発展する」という教訓を得て、「中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざす」と掲げています。そのためには「中小企業における労使関係の見解」（労使見解・1975年発表）のもと、経営指針を確立し「労使関係の創造的発展こそ企業成長の原動力」として人を生かす経営の実践が必要と取り組んでいます。

ポストコロナの日本経済の構造的・質的な転換が迫られる中、私たちは自らの基本姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、日本経済と中小企業が持続的に発展できる環境をつくるために以下のような経営環境の実現を求め行動するものです。

関係各位のご協力、ご支援を要望します。

中小企業家の見地から展望する日本経済の7つの発展方向

1. 多様な産業の存在と中小企業が発展の源泉となる日本経済を築く

多様な産業や多様な中小企業の存在が、個性豊かな国民生活を保障し、中小企業が元気になり活性化することが、経済の健全な成長をもたらすと確信します。多様な産業や中小企業を守り育成し、発展の源泉になる日本経済を築くことを求めます。

2. 持続可能な経済社会づくりのための地域分散型・内需主導型の経済をつくる

安定的で強靱な体質の日本経済を築くためには、地域分散型・内需主導型日本経済をめざすことが重要です。地域や中小企業が主役となる日本経済をつくることを求めます。

3. 地域内循環を高め、地域資源を生かした地域経済の自立化を促進する

地域内で資金やモノが繰り返し投資され雇用も生み出される地域循環型経済をめざすことが重要です。中小企業の連携力を強化し、地域経済・産業の自立化を図り、地域内循環や多様な地域資源

を活用した仕事づくり、創業を促す環境をつくる支援を求めます。

4. エネルギーシフトで持続可能な経済社会を推進する

「エネルギーシフト」は持続可能な社会づくり、環境保全型の社会づくりの要となります。地域のエネルギー自給率を高め、地域循環型の経済社会づくりや自立的な地域づくりを進めるための支援を求めます。

5. 誰もが人間らしく学び、働き、生きることができる働く環境づくりを推進する

企業規模や性別、地域、雇用形態、国籍、年齢、障害の有無などによる不合理な格差のない働く環境づくりの推進を求めます。「人間らしく学び、働き、生きる場」としての中小企業を支援し、若者が学校から企業へ就職する仕組みの改善を求めます。

6. 大企業の地域経済や中小企業に対する社会的役割・責任が十分に発揮される社会を築く

日本経済の発展を図るために、大企業における地域経済や中小企業の発展に対する協力・貢献するという社会的役割・責任が十分に発揮されるよう、明確に位置づけることを求めます。取引や競争などで公平で適正な条件・ルールが整備されることを求めます。

7. 成熟社会とグローバル化に対応する新しい仕事づくり・産業づくりを進める

世界の人々に歓迎される製品のクオリティーとデザイン、ブランド力の獲得をめざしましょう。さまざまなネットワークを柔軟に築き、経営資源を有効活用して新しい仕事づくり・産業づくりを進めることを求めます。

中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力・提案と基本姿勢について次のような認識に基づいて責任ある要望と政策提言を行います。

- 1.** 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2.** 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型中小企業づくり（①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）をめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3.** 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4.** 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エネルギーシフトによる仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5.** 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人材育成と次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいてここに政策要望・提言を提出する次第です。

2025 年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 中小企業憲章を国会決議とし、憲章の理念と内容を実現し制度化を

(1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望します。

- ① **中小企業憲章の国会決議。**
- ② 中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めるため、中小企業のメンバーを多く入れた**省庁横断的機能を発揮する会議体の設置。**
- ③ **中小企業担当大臣の設置。**
- ④ 中小企業庁の**中小企業省への昇格。**

(2) **中小企業重視計画と実現事項の検証を行うこと。**

- ① 『**中小企業白書**』に、**中小企業憲章に関する章やその進捗状況に関する項目**を設けること。
- ② 「**中小企業施策利用ガイドブック**」に**中小企業憲章を掲載**すること。
- ③ 中小企業憲章の理念と施策の関係を示し、理解を深めることにつなげること。

(3) 政府は、**中小企業憲章の周知・広報**のキャンペーンを展開すること。そのためにも「**中小企業の日**」や「**中小企業魅力発信月間**」を盛り上げ周知すること。取り組みを推進する自治体や中小企業団体などを支援すること。

(4) **中小企業憲章に基づく中小企業施策を行うこと。**

2. 公平公正な市場ルールを確立し、中小企業の価格転嫁が進むよう健全な競争環境の醸成を

(1) **公平、公正な市場ルール確立、価格転嫁が進むよう健全な競争環境を**

- ① **立場の弱い企業にしわ寄せされないよう中小企業の取引環境を改革し、逸脱した企業に罰則を強化し、公平・公正な取引環境の実現をめざす政策を推進すること。大手企業の中小企業への支払いは、現金化までの期間や手数料等による代金減額等の不利益が生じないよう、1カ月以内の現金・振り込みを指導・徹底することが望まれます。下請法の厳格な順守を促し、勧告に至らない事案であっても改善を強く求める指導等を徹底し、相談窓口の機能強化を図ること。**
- ② 価格転嫁交渉が進むよう「**価格交渉促進月間**」を通年の取り組みとして推進すること。大手企業をはじめ中堅・中小企業も含めて社会全体で価格転嫁が促進されるような機運の醸成を図ること。原材料のみならず、特に労務費や賃金の価格転嫁が進むような政策を一層推進すること。
- ③ 「**パートナーシップ構築宣言**」を「**宣言**」しているにもかかわらず、価格引き下げ要請を行っている企業も見受けられます。「**宣言**」だけにとどまらず、調達・購買時など実質的で公正な取引の視点から中小企業に配慮した取引条件の確立を図ること。
- ④ 独占禁止法・下請法に基づくガイドラインの周知徹底と厳格な運用を進めること。優越的地位の濫用事例の形態として「**労務提供**」や「**押し付け販売**」などが現場で横行しています。
- ⑤ インボイス発行事業者に登録していないことを理由にした取引停止が発生しないよう防止措置をしっかりと講じること。
- ⑥ 官公庁の入札基準を企業規模至上主義から質の評価に改め、中小企業の入札格付の幅を広げること。
※「7. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な競争の促進を」の「(3) 官公庁の一般競争入札基準を見直し、中小企業の入札格付の幅を広げること」参照。

- ⑦ 公共事業の受注企業からは、「公共事業は予算が決まっているため物価や賃金の上昇などに応じた価格転嫁に応じてもらえないことが少なくない」との声が聞かれる。公共事業でも価格転嫁ができる制度とし、価格転嫁が進むよう周知徹底を図ること。
- (2) 中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを徹底すべく一層厳正・迅速な政策的対応を進めること
- ① 独占禁止法の「厳格な」運用と遵守を進め、カルテルの原則禁止を徹底すること。特に大手企業のカルテルは一層防止し、公正な価格設定を促進すること。
- ② 公正取引委員会の機能強化を図り、ルール違反防止と不公正取引の是正・防止を厳正に実施すること。
- ③ 公正取引委員会の権限と指導の強化を図るとともに、公正取引委員会の職員の増員を進めること。
- (3) 公正取引の視点から取引条件の確立を図り、下請二法の適正な運用と罰則規定も検討すること
- ① 海外展開や価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止・大幅削減・取消、買ったたき、取引条件変更などの不公正取引の実態を自治体と共同して正確に調査すること。
- ② 不公正取引発生に対する適正化措置として、企業名などのデータの公表を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図ること。
- ③ 公正取引委員会は、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って下請取引の実態を調査・監視し、強力に指導監督して健全な取引環境づくりに努めること。
- ④ 現行の「下請かけこみ寺」では相談者や相談内容の秘匿を守ることが徹底すること。相談者に配慮した匿名で告発できるシステムを導入すること。さらに、狭い地域では匿名による申告も難しい場合があるため、行政の巡回調査による実態把握や下請法の啓発などを実施すること。
- ⑤ 独占禁止法の「優越的地位の濫用」による「下請いじめ」規制を発動できるように整備すること。
- ⑥ 下請企業など当事者自らが声を上げなければ調査が入らない現行のシステムを改めて、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくること。
- ⑦ 下請企業は親企業の発注に対応した生産設備・人員を抱え、簡単に転換することができないため、継続的下請取引の一方的解除に歯止めをかけることができる措置をとること。
- ⑧ 下請法を改正し、建設業を適用対象に加えること。
- ⑨ 大企業の不公正取引により中小企業が損害を受けた場合、その3倍の損害賠償を請求できる制度がアメリカ（クレイトン法）や韓国（懲罰的損害賠償制度）で設けられています。日本でも過度な納期短縮、中小企業のノウハウ・情報の盗用、支払いの遅延などによる損害に対して、同様の「3倍額損害賠償制度」を創設すること。
- (4) 下請取引の適正化、価格転嫁できる環境整備を
- ① 下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制をとること。
- ② 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」（大規模小売業告示）を強化し、大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用行為を禁止するとともに、原材料価格高騰等の正当な事由による納入業者の適正な価格転嫁が可能となる環境整備をすること。
- ③ 「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン」の周知徹底を図り、価格転嫁がスムーズに進むよう指導すること。
- ④ 大企業の支払い条件に「期日指定の現金振り込み」というケースがありますが、「期日指定の現金振り込み」における入金期日を1カ月以内とすること。「検収翌月起算の6カ月後入金」などと定める場合があり、大企業側の優越的地位から、下請に対して借入をしているのと同じこととなり、

このようなケースに対して適切な指導を行うこと。

- ⑤ 「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」に沿った取り組みが進むよう、関係団体なども通じて周知徹底を図ること。

(5) **大企業が下請企業や協力企業への手形発行は、正当な必要性を明記した「理由書」提示義務を**

- ① 「理由書」は、公的機関への提出を義務付けるとともに、その正当性の認定は公的機関ならびに手形受取側企業との協議のもとで確認されたもののみ限定すること。
- ② **手形の受け取りによって中小企業側に発生する支払利息や手形割引料などの経費は、手形発行側の負担とすることを義務づけること。**
- ③ **下請代金の原則現金払い化を担保する制度を設けること。**
- ④ **ファクタリング支払いについても理由書を位置づけ、現金化の手数料を支払い側の負担とするなど約束手形と同様に取り扱うこと。ファクタリング業務を許認可制度とし、不当な手数料を要求しないように指導すること。**

(6) **中小企業のキャッシュレス化の支援を**

- ① 中小企業がキャッシュレス化に取り組もうとする際、大企業と比べてクレジットカード手数料が高額であることや、インターチェンジ・フィーの負担が導入の障害になっているため、中小企業支援策を検討すること。
- ② クレジットカード会社を経由しない安価なオンライン決済方法が生まれてきています。このようなフィンテック技術革新の後押しや普及を後押しすること。

(7) **経済連携協定締結にあたっては国内の地域経済や中小企業への影響配慮を**

諸外国との経済連携協定や2国間協定等を締結する際には、中小企業に及ぼす影響について十分に配慮すること（例えば国や自治体の中小企業への発注拡大に影響の出ないようにすること）。

ISD条項のように「地元優先発注」を謳った中小企業振興基本条例や公契約条例を制定した自治体が、相手国によって国際法廷に訴えられる可能性が否定できない条項は、合意しないこと。

3. **経営者保証ありから経営者保証なしへ、中小企業金融のパラダイムシフトを**

(1) **経営者保証を徴求しない金融制度の確立を**

2023年4月に行われた監督指針の改正（経営者保証の制限）については、当会が長年要望してきた方向のものであり、賛同するものです。経営者保証に依存しない融資制度の確立に向けて一層各種施策を推進することを要望します。

- ① 「**経営者保証改革プログラム**」の浸透・定着にむけた取り組みを一層推進すること。**経営者保証を求めない地銀が増えており、融資慣行見直しを進めていますが、一層広がるような取り組みを求めます。事業承継において二重徴求の原則禁止を徹底し、既存融資の二重徴求の解消を指導すること。**
- ② 経営者保証が避けられない事業者に対しては、経営者保証に依存しない融資の3要件である、1) 法人と経営者との関係の明確な区分・分離、2) 財務基盤の強化、3) 適時適切な情報開示—に向けて、どのように事業の磨き上げに取り組んでいけば良いかを、中小企業経営者に働きかけていく「伴走支援型」の「育てる金融」をより強力に推進すること。特に小規模事業者に対する支援を強めること。
- ③ 金融庁の「金融仲介機能のベンチマーク」について、金融機関や中小企業など関係者の意見も継続的に聞きながら、その円滑な運用を進めること。周知を図るとともにその活用を促し、継続的な検証を行うことを強く進めること。ベンチマークでは対象外となっているメガバンク等大手銀行についても、その社会的役割と影響力の大きさに相応する中小企業や地域経済に対する貢献を促進する

ための指標を検討すること。

- ④ 金融機関の活動を評価・公開するアセスメント制度の継続性を担保するため、金融仲介機能のベンチマークの法制化について検討すること。
- ⑤ 事業再生 ADR（裁判外紛争解決手続）の枠組みを広げ、事業再生だけでなく、広く中小企業及び金融機関の相談・苦情・調停に応じ、紛争解決の円滑化を図ること。

(2) 中小企業の課題解決に向けた伴走支援型融資の体制を

- ① 銀行法はその目的を「国民経済の健全な発展に資すること」としていますが、そのことは金融仲介機能の健全な発揮によって担保されます。金融機関、特に地域金融機関に対しては、中小企業との「共通価値の創造」を一層深化させ、中小企業の課題解決などの責務を果たし、金融機関による継続的な伴走支援を促す融資（事業の理解に基づく融資と本業支援）への取り組みを引き続き強化するよう強く促すこと。新型コロナの経済への影響は収まりつつありますが、長引く経済停滞の中、資金繰りに不安を抱える企業も少なくありません。引き続き伴走支援型融資の促進を図ること。特に小規模事業者に対する支援を強めること。
- ② **金融機関の事業性評価力を徹底的に高め、企業の経営指針や経営計画、経営者や社員の力量を正しく評価する力、いわゆる目利き力をつけるような教育・指導を徹底すること。金融仲介機能のベンチマークや金融機関の活動を評価・公開するアセスメントの項目に入れることを求めます。**

(3) 地域金融機関の疲弊を防ぎ、地域経済の維持発展を支える役割の強化を

地域金融機関の疲弊を防ぎ、中小企業や地域経済の維持・発展を支える役割を強化し、役割を果たせるような環境を整えることが重要です。

同時に、中小企業への利子補給などの施策整備を行い、金融機関が金融仲介機能強化を発揮した各種経営支援のサービスの内容と質で競争する環境に軌道修正し、競って中小企業の諸課題の解決に寄り添う機能が発揮されることを強く期待します。

やむを得ぬ地域金融機関再編の際には、利用者の利便性を第一義に考慮すること。

(4) 「専用当座貸越（伴走支援型融資）」の取り組みの強化

現在、金融機関が実施している「当座貸越」は、期限や上限などについて金融機関がその裁量権を持っており、不安定さがあります。「当座貸越」は借り手と貸し手の対話型であることが望ましい。政府は金融機関に対し、中小企業が適切かつ適時な情報開示（仕入れ明細の提出、振込指定等）を行うことを前提に、中小企業が柔軟な資金繰りで柔軟に対応できるよう、3～5年など一定期間の枠が保障される「専用当座貸越（伴走支援型融資）」の取り組み強化を金融機関に指導すること。また金融機関が「専用当座貸越（伴走支援型融資）」制度の周知徹底を行うよう促すこと。

(5) 信用補完制度のあるべき姿（ビジョン）の明確化とそれにふさわしい役割の強化

中小企業や小規模企業を取り巻く金融環境は、ベンチマーク（経済産業省の「ローカルベンチマーク」と金融庁の「金融仲介機能のベンチマーク」）の導入により大きく変化しつつあります。信用補完制度は、これまで中小企業金融に大きな役割を果たしており、今日でもその役割は大きいものがあります。

- ① 地域経済の活性化に果たす保証協会の役割の大きさに鑑み、経営者から保証協会への直接保証申込を推進すること。その機能に対応できるよう人的体制を強化すること。
- ② 中小企業憲章や中小企業振興基本条例、中小企業政策全般と関連づけながら、保証協会と金融機関の連携に中小企業団体を積極的に関与させ、例えば融資後における経営支援や再生支援を行う等、信用補完制度の望ましいあり方（ビジョン）を議論する場を設けること。
- ③ 信用保証協会の基本理念に基づいて、保証料率の引き下げや保証料前払いの改定、経営者保証ガ

イドラインの遵守など、中小企業ニーズに対応した伴走型支援を強化すること。

- 1) 保証審査の際には、財務情報など定量的なものだけでなく、経営者の姿勢や経営理念、ビジョン、労使関係、社風、金融機関との関係性など定性的情報を十分顧慮すること。
 - 2) 金融機関と信用情報の一元化と当該企業の経営者への情報開示を行うこと。保証審査の結果について、当該企業に内容を説明すること。政府も情報開示のガイドラインを作成するなど、その取り組みを推進すること。
- ④ 問題なく返済してきた借り手中小企業の返済履歴（クレジット・ヒストリー）を尊重し、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げたりするなど優遇措置を取ること。
 - ⑤ 返済履歴に「瑕疵」がある場合、新規融資や信用補完制度の利用に不利にならないように10年程度の経過とともに履歴から「瑕疵」を抹消すること。
 - ⑥ 中小企業向け貸出のうち、保証協会による保証付き貸出の割合が増えていますが、信用補完制度を利用できる金融機関を本来の使命からしても地域や中小企業、小規模企業とともに生きる地方銀行や第二地方銀行、信用金庫、信用組合等に限ること。
 - ⑦ 環境貢献度合いによって利率を変更する（引き下げる）融資取り組みである環境コバナンツ契約を政府系金融機関・信用保証制度の融資・保証にも導入すること。
 - 1) 民間金融機関が環境コバナンツ契約を締結した案件には利子補給などで支援すること。
 - 2) 「環境配慮型私募債」の発行への支援も検討すること。
 - 3) 地域貢献や少子化対策など案件に対する支援についても同様の支援を検討すること。
 - ⑧ 各信用保証協会については各地方公共団体が監督事務を実施すると定められています。
 - 1) 利用者と保証協会との間にトラブルが発生した場合、利用者が各地方公共団体に相談・苦情を寄せることができるよう窓口を設置すること。
 - 2) 保証審査結果や保証料率について利用申込者に対して丁寧に説明すること。
 - ⑨ 信用保証協会が金融機関に対し代位弁済したものについて中小企業に返済を求める「回収業務」のコストが保証協会にとっても負担となっています。
 - 1) 一定期間を経過したものについては債権を放棄する仕組みを検討すること。
 - 2) 信用保証協会が代位弁済している場合、その企業は完済しない限り市中の金融機関から一切の融資が受けられません。法的な整理などを理由とした求償権は消滅している場合など一定の条件を設けて、再チャレンジしやすいよう融資を受けることが可能となるようにすること。
 - ⑩ 「ABL（動産・売掛金担保融資）に積極的活用について」を一層の活用に結びつけ、中小企業の経営改善に資する取り組みとするよう広報すること。
 - ⑪ コロナ借換保証制度については、中小企業がより使いやすいものにしていくこと。
 - ⑫ コロナ借換保証制度における売上減少要件を撤廃し、前向きに努力する中小企業を広く対象とすること。現在の行動制限解除による需要の回復や物価上昇を背景とした売上増等の局面では本来制度を必要とする事業者への支援を排除することにつながります。
 - ⑬ 信用保証制度において経営者保証不要な新たなメニューを中小企業の要望なども踏まえながら拡充を図ること。

(6) 「共通価値の創造」の支柱として“中小企業と金融機関のための基準”の策定を

多くの中小企業は、少子高齢化や人手不足等の非常に厳しい状況の中でも、営業キャッシュフローを改善させるべく果敢に挑戦し事業リスクをとっています。中小企業経営者が金融機関に期待することは、しっかりと寄り添う伴走支援型融資による営業キャッシュフローの改善への支援であり、この支援によ

り中小企業と金融機関との間に「共通価値の創造」が出来ると考えます。

しかし「共通価値の創造」の構築が進まない根本に「中小企業経営者と金融機関の信頼関係」が十分構築されていない問題があります。経営計画書をもとに融資相談を行った際には、借り手である企業側の評価や区分に関する情報をきちんと伝えるなど納得感が重要です。借り手である事業者の評価や希望通りの融資結果に至らなかった理由などを、金融機関は適切かつ真摯に示し、借り手側の納得感と事業改善の機会とすることが重要です。対話を図ることにより、中小企業経営者と金融機関が平時からの信頼関係を構築し、「共通価値の創造」である地域経済、さらには日本経済の持続的成長に結実していくことが期待できます。

- ① 「信頼関係の構築」のために中小企業経営者は中小会計要領、書面添付制度やローカルベンチマークなどの活用により財務情報の信頼性確保と非財務情報の「見える化」「見せる化」をすること。
- ② 金融機関も金融仲介機能のベンチマーク等を積極的かつ具体的に開示すること。
- ③ 中小企業経営者と金融機関が平時からの信頼関係を構築していくためのインフラとして、対話を通じた情報開示を軸とした中小企業と金融機関の信頼関係構築のための基準を策定すること。
- ④ 金融機関の持っている企業の評価内容が経営者に伝えられていないとの声があるので、金融機関に改善するよう促すこと。

4. 労働環境改善と多様な人材が活躍する就労環境の拡充を

(1) 日本の雇用を支える中小企業の労働環境改善に支援を

中小企業は日本の雇用の7割を支えています。したがって、中小企業の労働環境改善が進展することは、大多数の国民の生活の向上、そして地域や日本経済の持続的で安定的な発展の前提条件です。**中小企業が労働環境の改善に取り組むことを支援するとともに、正当な経営努力が報われる公正な経営環境づくりに向けて政府全体で取り組むことを強く要望します。**

(2) 最低賃金引き上げについて

最低賃金の引き上げは、国民の消費購買力の向上、地域経済の活性化などの観点からも重要な課題であるといえます。一方、中小企業が自律的に賃上げを行うことができる環境整備なしに、最低賃金引き上げを急激に進めることは、中小企業経営の困難をさらに高めることが懸念されます。

- ① **最低賃金引き上げの議論に際しては、1) 社会保険料の事業主負担への助成制度の創設、2) 取引関係の一層の適正化、3) 業務改善など付加価値向上への支援一等の施策を同時並行的に進めること。**地域格差を緩和するという課題があり段階的な対応が必要です。
- ② **労働者にとっても、住民税・所得税・社会保険・配偶者特別控除等の収入の壁があり、最低賃金が上昇しても、労働時間を減らし、総収入を増やさないよう労働時間を抑制する状況も生まれています。企業にとっても年末に近づくパート労働者等非正規労働者が休み、繁忙期となる年末の業務への影響が出ています。最低賃金の引き上げには総合的な制度の見直しを求めます。**

(3) 安心して働ける社会保障・労働環境の整備と中小企業の負担軽減を

- ① 政府は、パート労働者への厚生年金の適用拡大について、2016年10月に「従業員501人以上」から2022年10月に「101人以上」とされ、2024年10月に「51人以上」に引き下げる方針です。これは中小企業にとって事業主負担の増大をもたらす大きな負担となります。3号被保険者制度が1985年に創設された際に、厚生年金保険料が引き上げられた経緯を踏まえ、中小企業への保険料率の見直し、事業主負担の軽減などその他の支援施策も含めて慎重に検討すること。また、20時間未満、月額8万8千円以下はカウントされないとのことですが、パート労働者にとっては年収

105万6千円の壁と、労働時間を抑える壁ができてしまい、労働時間の抑制につながりかねません。適用拡大はすべきではありません。

- ② 新規雇用や給与引き上げなどを実施した場合における社会保険料負担の助成や減免制度を創設し、社会保険の事業所負担・個人負担の一部免除等も検討すること。収入の壁の問題について、個人負担の増加した分の給付や社会保険料の減免などを実施し、手取り収入増加の方向で実施すること。
- ③ 「国民年金第3号被保険者」の「社会保険料の壁」が指摘されていますが、年収が130万円を超えると配偶者の扶養家族から除外され、社会保険に加入しなければなりません。納付の負担がなく「納付済み」となっていたのが年収130万円を境に納付しなければならず負担が増大します。このことを避けるために、就労時間抑制の動きが出てくることは容易に予測されます。「年収130万円の社会保険の壁」で「国民年金第3号被保険者」から、社会保険への加入が必要となった者について、「激変緩和措置」を講じるよう検討すべきです。
- ④ イギリスでは、一定の年収を超えた時点で料率（12%）の保険料を徴収する仕組みをとっており、収入の全額ではなく超過した部分のみにかかるため、収入は急に減ることはなく、手取りの伸びは緩やかになり労働時間抑制が発生しにくくなっています。こういった制度などを参考にすること。
- ⑤ 中小企業退職金共済は、運用方法を見直して予定利回りを引き上げるなど退職金額の拡充を図り、加入者の期待に応えられる内容に改めること。
- ⑥ 賃上げによる個人消費の増大を通じた日本経済の本格的回復が期待される一方、社会保険料の負担増大は中小企業経営を直撃します。協会けんぽへの国庫補助率を健康保険法の本則上限の20%まで可及的速やかに引き上げ、中小企業の負担軽減を図ること。
- ⑦ 政府は副業・兼業の環境整備を進める方針ですが、長時間労働の助長や労働災害の問題などを懸念する声も多くあります。兼業や副業をしてやっと生活ができる状況という収入が不安定なギグワーカーが存在しており、収入の低廉化と質の低下もみられ、貧困率の上昇にも繋がることへの懸念など問題点もあります。副業や兼業の推進に際しては、広く国民の意見を聞きながら慎重に検討すること。
- ⑧ 年金をはじめとする社会保障制度の拡充は、個人消費の拡大や内需回復の牽引力にもなり得ます。老後の不安なく、誰もが安心して働けることができるよう年金制度の再構築を行うこと。
 - 1) 基礎的年金については、社会保険料の引き上げることなく、国庫負担率の引き上げなどで、年金水準の拡充を図ること。
 - 2) 年金制度の抜本的見直しにあたっては、今までの運用実績に関する情報を全て公開し、現在の制度上の問題点を国民に具体的に説明すること。
 - 3) 年金、医療、介護保険など社会保障制度全体の再構築プランを早急にとりまとめ、国民の将来に対する不安を解消すること。
- ⑨ 中小企業の労働時間短縮は、企業努力のみならず取引先や業界の協力、取引慣行の転換等が必要です。そのため現行の「職場意識改善助成金」等の制度に加えて以下を要望します。
 - 1) 省力化投資等に積極的な支援策を講じること。
 - 2) 取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行うこと。
 - 3) 発注方式等取引改善指導事業・下請代金支払遅延等防止法・下請中小企業振興法の運用強化など、労働時間短縮のために下請取引適正化施策の一層の強化を図ること。
- ⑩ 労災保険の民間開放への動きがありますが、労災保険制度は労働災害にあった労働者に対する企業の補償を確実なものとするための制度であるとともに、労災事故を予防するためにも重要な制度で

す。そこで、この制度変更の検討にあたっては、労働者の約7割が働くとともに、危険有害業務を引き受けることの多い中小企業との意見交換も密にしながら、労働者が安心して働ける労働環境を実現できるものとしていくこと。また、希望するすべての中小企業経営者が労災保険の適用を受けられるよう、特別加入制度について周知徹底を行うこと。

- ① **健康保険・厚生年金保険の標準報酬の範囲から通勤交通費、在宅手当を除外すること。**通勤交通費は実費弁済的性格の強いものであり、一定額以上は保険料率に加算しないようにすること。
- ② 雇用保険の被保険者資格を経営者の家族へも適用すること。一般には、経営者とその家族は雇用保険に加入できない状況です。しかし、家族は、「同居の親族」雇用実態証明書を提出し、家族の労働者性を証明でき、雇用保険を経営者の家族へも適用することができる場合があり、これを拡充すること。

(4) 働き方改革は中小企業への影響を考慮し総合的に進めること

- ① 政府が推進する「働き方改革」は、他の先進国と比較して長時間となっている労働時間の短縮や雇用形態（正規・非正規）による賃金格差の是正を促す意味においては望ましいものであるといえます。しかしながら、最低賃金が引き上げられている局面において、条件面の改革が中心となっており、本来の勤労観の醸成、労働者の労働意欲や能力開発など労働の質に対する議論が伴っていないことを懸念します。

1) **働き方の改革に際しては「中小企業への影響を考慮し政策を総合的に」進めることを謳った『中小企業憲章』の立場で政策を検討すること。**

2) **中小企業の労働環境改善の障害となるような不公正な取引環境などを是正していくこと。**

- ② 「同一労働同一賃金」については、企業内での正規社員と非正規社員の問題のみを対象としています。しかし本来は、企業規模間格差、男女間格差、地域間格差なども含め、あらゆる不合理な賃金格差を解消する社会のあり方が検討されるべきであり、そのために中小企業関係者も含め広く国民的論議を進めること。
- ③ 労働分野の規制緩和や雇用改革による、非正規化、雇用の細切れ化など雇用の不安定化の進行、いわゆる「ブラック企業」による労働条件の切り下げスパイラル化などの懸念もあるため、安易な規制緩和は行わないこと。

(5) 育児・介護休業制度と保育所、病児保育や病後児保育の拡充等による女性の社会進出支援を

- ① 待機児童や介護離職の問題は依然として深刻であり、保育所整備など早急な子育て支援や介護離職を解消する対策を進めること。
- ② 男女ともに育児・介護休暇を取得しやすい社会認識を醸成し、実効性を高めること。
- ③ 育児・介護休暇の取得を進める中小企業の支援を一層拡充すること。
- ④ 保育・介護施設で働く人の処遇改善を進めること。
- ⑤ 女性の社会進出を推進するために、1) 働き方の見直しや意識改革の推進、2) ワーク・ライフ・バランスの推進、3) 男性の家事や育児・介護への参画推進—などに積極的に取り組む中小企業への支援を強めること。
- ⑥ 病児保育や病後児保育への支援を大幅に拡充し、受け入れる施設を増やすこと。

(6) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境の整備を

- ① 高齢者の多様な就労ニーズに応えるため、公的機関がまず率先して自組織の雇用環境整備を図ること。リタイヤした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策を検討すること。
- ② 高齢者の日常生活を支援するために、住宅・設備の修理や改修、掃除などを安価に利用できる仕組みを、行政と中小企業との連携も視野に入れて構築すること。

(7) 障害者の就労環境整備と雇用促進を

『中小企業憲章』では「女性、高齢者や障害者を含む働く人々にとって質の高い職場環境を目指す」と明記しています。就労意欲のある障害者の雇用促進に取り組んできた中小企業の役割を重視するとともに、共生社会の実現に向け、以下を提言・要望します。

① 障害者の雇用状況の調査とその公表を

障害者雇用の実状が正確に捉えられるように、法定雇用率での雇用を求められない従業員規模の中小企業における障害者雇用の状況について毎年調査し、発表すること。

② 障害者の自立支援のための総合的な地域連携の強化を

地域で生活し働く障害者の自立を支援するために、地域における中小企業（団体含む）が福祉分野や行政、障害者団体、医療など幅広く連携し、工賃倍増支援と一般就労が一体化して取り組める自立支援のネットワークの確立と運用をすること。

③ 中小企業における障害者雇用促進のための支援策拡充と利用手続きの簡素化・柔軟化を

企業として合理的配慮の提供における設備投資等に支援策を検討すること。短期間の職場実習の利用を考え、中小企業の声を反映させながら柔軟かつきめ細かい支援策を立てること。法定雇用率での雇用を求められない従業員規模の中小企業にも対象を拡げるなど支援策を拡充すること。

助成金などの適用にあたっては、障害者雇用を前提として施設の設置や整備を行った場合、雇用前であっても助成金の対象とすること。また、ハローワークを通したものではない地域での障害者雇用（トライアル雇用含む）についても、助成金の対象とすること。

④ 就労・就職時の身元保証人について

就労・就職時の身元保証人を求められることに対して、家族や親族に保証人がいない場合もあり、就職の内定を辞退するケースも存在します。形式的なもので継続されている場合も多くあり、社会参加を阻害する面も否めません。就職時の身元保証のあり方・考え方について、政府で検討し、その必要性や有無についてガイドラインなどの指針をつくり、周知すること。

(8) 外国人労働者問題の本格的な議論を

国内の外国人労働者数は、日本の人口減少に伴う深刻な人材不足を背景に中長期的には増加傾向が続くことが予想されます。入管法が改正され、新しい在留資格が設けられましたが、未だに一部の外国人技能実習生が劣悪な労働環境のもとで過酷な労働を強いられているなど、現行の外国人技能実習制度の不備が指摘されています。政府の有識者会議による技能実習制度を廃止し新制度へ移行との提案がありますが、新制度について本格的な議論が必要です。

- ① 外国人労働者が日本社会で大きな役割を果たしている現状を踏まえ、雇用許可制など他国の事例も参考にしながら、今後のあり方を本格的に論議すること。
- ② 中小企業で働く外国人も多いことから、中小企業の実態を踏まえ、中小企業の声聞き、新制度の議論をすること。
- ③ 外国人労働者の受け入れの目的を明確にし、国の機関による職業紹介制度の構築をすること。
- ④ 外国人労働者の受け入れについて、経済・社会保障、国内雇用に対する影響の分析などを明らかにして、広く国民的な議論を行うこと。
- ⑤ 日本国籍を有しない外国人労働者が資格を喪失して日本を出国した場合、脱退一時金が支給され、国民年金・厚生年金の月数の上限は現行の36月（3年）から60月（5年）に引き上げられたものの、5年で退職し帰国する事例が多数でています。この上限を一層引き上げること。また厚生年金は事業所も負担していることから、事業所へも同等の一時金を支給されるべきである。

5. 中小企業・小規模企業の継続・発展のための公正な税制を

(1) 2024 年度税制改正における問題点

① 中小企業の支えとなる税制改正を強く要望します

2024 年度税制改正については、2023 年 12 月 14 日、与党「令和 6 年度税制改正大綱」(以下「与党大綱」)が公表され、同 23 日には「令和 6 年度税制改正の大綱」(以下「大綱」)が閣議決定されました。さらには 2023 年 2 月 3 日、「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。

与党大綱ではその冒頭で、「令和 6 年度税制改正の基本的考え方等」を示しています。そしてそれは「我々は、今、大きな時代の転換点にある」と衝撃的な一文から始まっています。「世界各国を見渡すと、コロナ禍が国際的な産業構造の転換を加速させ、ウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化が世界の分断を深めたこの大転換の時代に、変化の先にある『新しい世界』を目指し果敢な挑戦を始めている。しかしわが国の場合、これに加え「四半世紀続いたデフレからの脱却という難題に挑んできている」とわが国が今、目指す方向を示しています。そのうえで、「デフレ下では、よい製品を生み出しても、高く売れず、働きが評価されず、賃金も上がらず、経済も成長しない。さらにその状態が四半世紀に及んだ結果、世界の物価・賃金との格差が拡大した。いわゆる『安いニッポン』である。デフレ構造に逆戻りするわけにはいかない。このことを社会の共通認識とする必要がある」といいます。

しかし、これまでの政策がこのデフレを招いたのであり、デフレを後押ししてきたのではないのでしょうか。また、「デフレ脱却の生みの苦しみである物価高を前にして、生活や事業活動に不安を覚えている方も多い」とあります。しかし、現在の物価高はデフレ脱却政策の一環としての一過性のものなのでしょうか。一般国民の視点からは物価高も政策の失敗によるものと受け止めています。与党大綱はこれらについて何ら触れることなく、「30 年ぶりの高水準の賃上げ、過去最大の民間投資など、日本経済は明らかに動き始めた。デフレ脱却・構造転換に向けた千載一遇のチャンスを見逃さぬよう、この動きを止めることなく、より多くの方が享受できるようさらに広げていく必要がある」と、相変わらずいわゆるトリクルダウン理論をベースとしたデフレ脱却・構造転換を言い続けています。これまでの政策が与党大綱という「安いニッポン」を創りあげてしまったという認識はここには全くありません。そのうえでこのデフレ脱却・構造転換にむけた千載一遇のチャンスを実現するため「賃上げ」をその具体的方策としています。そして、「継続的に賃金が増えることで、生活に対する安心が育まれ、働けば報われると実感できる社会、新しい挑戦の一步を踏みだそうという気持ちが生まれる社会、こうしたマインドが地方や中小企業にまで浸透するような社会を築かねばならない」とあります。

確かにこのような社会の実現は早急の課題であることは間違いありません。しかし、このような社会の実現は「継続的に賃金が増えること」で実現するものとは言えません。与党大綱はさらに、「自由民主党・公明党の税制調査会は、責任与党として、進むべき道を指し示してきた」と言うものの、自ら言うようにデフレだけを捉えてみても四半世紀続いてきたことから、果たしてこの指し示された道がどのようなものだったのかをまず振り返る必要があります。

そしてこの与党大綱をもとに閣議決定されたものが「大綱」のはずですが、大綱はその前文において、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う」というのに留まります。ここでは物価高に対応するための定額減税であり、賃上げ促進税制としか読めません。大綱は与党大綱がいう賃上げこそがデフレ脱却の万能薬ではないことを示しているようにも思われます。

今年度を含めたここ数年の税制は、企業収益が拡大すると雇用の拡大・増加や賃金の上昇へとつながり、ひいては消費の拡大等、経済の「好循環」に結びつくといういわゆるトリクルダウン理論を前提としたものとなっています。**2024年度の税制改正の内容も、投資等ができ、資金力のある一部の強い企業には恩恵をもたらすかもしれませんが、コロナ禍、そしてそれに続く物価高、人手不足により厳しい経営環境に直面している企業や事業者、地域を支えている中小企業・小規模事業者の事業継続を支援する内容にはなっていません。**与党大綱は今年度の税制改正で、「地域・中小企業の活性化」の中で、「中堅・中小企業の成長を促進する税制等」として、「雇用の7割を抱える中小企業の成長を促し、労働生産性の高い中堅企業を育てていくことは、わが国の経済・地域の活性化の観点から重要である」と中小企業の重要性を認めています。そして、その具体策として「中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充」をいいます。しかしこの制度も「成長意欲のある中堅・中小企業」に向けられたものであり、与党大綱の言う雇用の7割を占める中小企業全体を対象としたものではありません。これも同様に投資等ができ、資金力のある一部の強い企業には恩恵をもたらすものでしかありません。**「地域・中小企業の活性化」を促すために、わが国経済の根底や地域経済を支える中小企業全般にわたる政策が不可欠なはずであり、中小企業の支えとなる税制改正を強く要望します。**

② 可処分所得や手取り収入の増加で広く分配を目指す「抜本的」なそして「永続的」な施策を

国税庁によれば、消費税が導入された1989年度は49.6%が欠損法人であり、以降もこの傾向は続き、2022年度においても、黒字申告割合36.2%とはいうものの64.3%の法人は赤字申告となっています。この傾向はここ十数年来変わっていません。そしてこの赤字傾向は、中小企業・小規模事業者ほど傾斜的に多くなるはずで、与党大綱でも「中小企業においては、未だその6割が欠損法人」といっています。

与党大綱はその中心施策を「賃上げ促進税制」としています。現在も、賃上げをすれば税金を控除する施策が実施されています。しかしこの施策は、大企業の黒字法人への恩恵が多く、赤字傾向の強い中小企業・小規模事業者には恩恵が少ないと考えられます。これを踏まえ今年度の改正では、この制度をより使いやすくするとともに、欠損、すなわち赤字の場合、5年間繰越しができるといいます。コロナ禍、それに続く物価高等により厳しい環境に置かれ、経営を維持しながら、現状の給与を毎月支給することに精一杯な中小企業・小規模事業者も多くあります。最低賃金も上昇している中、パート労働者等の非正規労働者の収入の壁の問題で賃上げしても労働者の労働時間が抑制され、人材確保や配置が困難になっているという実状があります。5年間の繰越制度が導入されたとしても、ことさら中小企業においてはその期間に黒字に転換できることに期待がもてません。このことは先の国税庁の公表資料からも明らかです。賃上げをすれば税金を安くするといった施策だけでは意味がありません。**いわゆる収入の壁に対しての根本的な解決が重要です。今のままでは、「収入の壁」というよりは、手取りが下がる「収入の崖」になってしまっています。「106万円の壁」、「130万円の壁」といわれる問題です。社会保険料の減免、負担増加分への給付など、可処分所得や手取り収入の増加で広く分配を目指す「抜本的」なそして「永続的」な施策が必要です。**大手企業の内部留保が指摘され、労働分配率が低いことは事実です。この措置はコロナ禍にあっても利益を維持し、労働分配率が低く賃上げ余裕ある大企業に与えられた優遇措置と言えます。

中小企業・小規模事業者は労働分配率が高い傾向があり、「少しでも多く、従業員のみなさんに給与等を支給する」という中小企業・小規模事業者の企業家たちの想いがあります。**賃上げすれば赤字でも税制や社会保険の減免等の施策が必要であり、実際の労働者の手取り収入の増加が重要です。**そしてこれこそが、与党大綱の言う「これまで不十分だったと言わざるを得ない分野に大胆に資金を巡らせることになり」、さらには「継続的に賃金が増えること」につながるはずで、なお、与党大綱では、「賃上

げ促進税制や国内投資促進税制(…略…)の強化を図ることとし、賃上げや投資に積極的な企業への後押しを行うこととしているが、その一方で、ディスインセンティブ措置により行動変容を促す取組みも行う」と言います。具体的に、中小企業の賃上げに対するものとはなってはいませんが、これが中小企業の賃上げに向けられたとすれば、まさしく中小企業にとって死活問題となってしまいます。

賃上げ税制の税額控除では黒字法人にしかメリットがありません。広く分配をするため、賃上げとともに可処分所得や手取り収入の増加が必要です。社会保険料標準報酬月額の上限額を上げることや政府の支援などを財源に全体の料率を下げる、また基礎控除を2倍程度引き上げること、給与所得控除を引き上げることで手取り収入の増加を図ることを要望します。賃上げしたら社会保険料の減免をするなどの赤字法人でも賃上げてメリットが生まれる制度を求めます。

2019年10月の消費税増税により消費が抑えられ可処分所得も増えていない上、コロナの影響、物価高や将来への不安から消費がまだまだ冷え込んでいるのが現状です。可処分所得の増加のためにはトリクルダウンを前提した政策では無理であり、「給付付き税額控除」の導入といった別の施策が必要となります。

③ 「物価スライド税制」の導入を要望します

令和4年度税制改正大綱では「格差の固定化防止」という言葉が使われました。しかしすでに格差は固定化され、消費税増税の影響、コロナ禍の中での雇用減や収入減のなか、国民生活は疲弊しています。この格差解消の側面からも、**国民生活を支援し安心できるような減税施策や社会保障の減免、中小企業・小規模事業者の事業継続・発展のための具体的な支援施策が望まれます。同時に、与党大綱でも言う、「物価高」という側面からすると、アメリカをはじめ諸外国において導入されているいわゆる「物価スライド税制」の導入を要望します。**物価の高騰はそれだけで増税したことと同様となります。一般的に「物価スライド税制」とは、消費者物価が上昇し、それに対応する形で賃上げやその他社会保障給付が増え、所得の増加につながるとそれに連動して税負担の増加につながることになり、この税負担を抑制するための装置とされています。**まずは給与所得控除を物価スライドし5%程度引上げを実施し、手取り収入の増加を図ること。国民生活がさまざまな要因から疲弊している現在、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出すためにも、物価上昇に応じた減税が求めます。**

④ 大規模企業の社会的責任に見合う適正な税負担を求めます

税の根本的な存在意義は、財政収入の確保にあります。しかし、現状の税制は、この本質的な使命を忘れたがごとく、様々な政策実現のためのツールとして使われている状況です。その結果、現実の税制は複雑化し、租税特別措置法などの優遇税制や国際課税等によって歪められています。租税特別措置法については今回、一応の手当てが予定されていますが、今日、予想をはるかに超えるスピードで少子高齢化が進み、「人生100年時代」を迎えようとするわが国において緊急の課題は、所得の再分配です。

与党大綱において、「税制措置の実効性を高める『メリハリ付け』」として、「近年の累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかったといわざるを得ない」といい、これまでの法人税率の引下げ、各種租税特別措置がデフレ脱却に、そして賃金の引上げにその効果を上げてこなかったといいます。まさしくトリクルダウン的発想でした。財政収入の確保の手段が税の本質です。

岸田文雄総理は、自民党総裁就任時に、いわゆる「一億円の壁」問題を取り上げました。**現状、法人税や所得税は売上・所得や資本金が大きくなるにつれ税負担率が低くなり、中小企業・小規模企業は逆に高い税負担率となっています。個人・法人を問わず、所得が高くなるほど税負担率が傾斜的に低くなる傾向を、まずは改めなければなりません。**大手企業の税負担率が低いという一方で「内部留保」が過去最高を更新し、555兆円との報道もあります。例えば資本金100億円以上の法人(19%程度)、かつての連結法人(14%程度)などの20%を下回る法人税負担率を、資本金1～5億円の事業者の税負担

率の27%程度に高めることを目指すべきです。この現状を踏まえ、法人税制においても、応能負担原則に基づく超過累進税率を導入するなど、少なくとも当面、中小企業・小規模企業の税負担率と同等の23～25%程度に高めるべきであり、大規模企業の社会的責任に見合う適正な税負担を求め、財政の健全化や社会保障の財源とするべきです。

基礎的財政収支（プライマリーバランス、PB）を黒字化させる目標は歳入増で増税となりかねず、歳出減では効果的な経済対策が打てず、生活や経済、企業経営に多大な影響を及ぼします。増税による財源確保はやるべきではなく、財政規律は守りながらも財政は柔軟に対応すべきです。

さまざまな施策の財源に対し増税で対応する方向になっています。増税ではなく経済対策・消費喚起による税収増、景気循環に伴う物価上昇による消費税収増、無駄な歳出削減、特別会計の余剰金や積立金等を財源とすべきです。大企業や高額所得者の税制・社会保険料の負担率の是正を求めます。

憲法とは国家と国民の約束です。憲法は租税立法のあり方について応能負担原則を要請します（憲法14条他）。法人といえどこの憲法の要請する応能負担に則った税制とするべきです。資金を国家の手に戻し、取りこぼしのない「地域・中小企業の活性化」政策へと目を向けなければならないはずですが、ひいては所得の再分配といった税制本来の機能を回復することに努めるべきです。

⑤ 租税特別措置について税制の「公平・中立・簡素」の観点から見直しを

所得の再分配は喫緊の課題ではあるものの、例えば所得税における基礎控除の所得制限など、その制度そのものの本質を離れた制度改正には慎重でなければなりません。所得税における基礎控除とは、人々の生きる権利を税法上表現したものだからです。さらにはこの基礎控除の所得制限などにより、非常に複雑な計算が求められるようになってしまいました。税制改革法は税制改革の基本理念として「公平・中立・簡素」を掲げています（同法3条）。近年の改正はこの「簡素」を忘れたがごとく、複雑すぎるものとなっている状況です。税法の本質的使命を離れた改正であるがゆえの結末と言わざるを得ません。

租税特別措置についても、税制の「公平・中立・簡素」の観点から、真に必要なものか否かの精査が求められます。なお、そこでの視点は、税の本質が財政収入確保であることを忘れてはなりません。税制による政策実現の限界を十分に視野に入れた上で、これまでの政策税制による効用とそれによる税収減を、具体的に比較検討する必要があります。与党大綱も「その他考慮すべき課題」としてこのことを挙げています。なお、そこでは「毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の適用実態を検証し、政策効果や必要性を見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行う」としています。これについては大いに期待の寄せられるところではありますが、ここでは「賃上げ促進税制」の政策効果を強調する記述となっていることから、ゼロベースでの見直しの本気度というものに疑問を感じざるを得ません。

⑥ 防衛費増による増税には反対します

今年度の与党大綱・大綱にも「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」が盛り込まれました。国家の課税権は主権者である国民に由来し、国民の代表機関である議会が法律を制定・改廃するという形で課税権を行使するというものはずです。今後のプロセスでこの税制措置について国会で十分議論し、国民・納税者への十分な説明が必要で、防衛費増による増税には反対です。

消費税制の適格請求書等保存方式（インボイス方式）導入、改正電子帳簿保存法における「電子取引で授受した電子データの保存」義務、マイナンバー制度など、いずれも政府による十分な説明が不足しており、混乱を招いてきました。新たな政策、制度設計においては、国民・納税者の理解を得て進める必要があり、さらなる十分な説明のもと民主的な形で進めることを求めます。

また今回の改正で所得税・個人住民税の定額減税が予定されています。確かに可処分所得の増加であ

り好ましい施策なのかもしれません。ただし、その実施の方法があまりにも難関であり、事業者にとって事務負担は計り知れないものとなりそうです。「簡素」という税のあり方を全く無視したものとなっています。与党大綱では「税制に対する国民の信頼を高める」ということを強調します。しかし、このような基本理念である「公平・中立・簡素」を無視した税制では、国民の信頼を得ることは不可能です。さらには何故定額減税が行われるのか、またしても国民・納税者への十分な説明がありません。今後「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」としての増税がいわれることにもなりそうです。国民・納税者からの反対を緩和するための減税措置といわれても仕方のないことのようにです。

⑦ 中小企業・小規模企業、そして地域が継続・発展する公平・公正な税制を求めます

豊かな国づくりは、わが国経済を支えている中小企業・小規模企業から発信されます。なお与党大綱は中小企業を「経済活動の大黒柱」ともいっています。税制改革においては、経済活力の源泉である中小企業・小規模企業が、その力を存分に発揮できるよう、さらには新規起業を促すよう、そして中小企業・小規模企業のセーフティーネットを整備し、安心を確保できる内容も同時に織り込むことが肝要です。また、中小企業・小規模企業が自らの力で事業の革新を図ることへの支援も重要ではありますが、中小企業・小規模企業の多くは必ずしもこのような企業ばかりではないことにも留意する必要があります。事業を継続し地域の生活や雇用を支えている中小企業の役割を重視し、このような企業に対する支援税制の構築も強く要望します。そのうえで能力に応じた負担に基づく税制の再構築を強く要望します。与党大綱も、「これまで不十分だったと言わざるを得ない分野に大胆に資金を巡らせることにより、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出す」といいます。

税制において、中小企業・小規模企業が「わが国の経済を支え、牽引する力であり、社会の主役として日本経済を強くしていく」という『中小企業憲章』の視点が重要です。そして、日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業・小規模企業の役割を正當に評価し、豊かな国づくりの柱に据える税制とはいかにあるべきかという視点が決定的に重要です。

『中小企業憲章』の理念に沿って国民生活の中核である中小企業・小規模企業、そして地域が継続・発展する公平・公正な税制を求めます。

(2) 消費税について

① 消費税制の抜本的な見直しを強く要望します

中小企業家同友会は、2019年10月の消費税の標準税率10%への引上げについて凍結を求め、軽減税率とインボイス(適格請求書保存方式)の導入については撤回を要望してきました。消費税は、直間比率の是正による経済の活性化、福祉の充実、「公平・中立・簡素」において理想的な税制であり、国民すべての負担による公平な税制であるといわれてきました。しかし現在、この消費税は、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるもの(消費税法1条2項)とされたにも関わらず、社会保障の負担は増加、国民の自己負担額は増加するばかりです。その一方で大企業の法人課税や高額所得者層に対しては減税がなされてきました。実状として消費税は、それら減税のための代替財源となっています。そしてそれが国民消費の足かせとなり、経済低迷の一因となっています。同時に低所得者層・貧困層への負担が増えたことで格差を拡大する要因にもなっています。

消費税を価格転嫁ができない企業も多くあり、結果的に消費税の滞納となっています。国税庁によれば2022(令和4)年度の消費税新規滞納発生金額(地方消費税を除く)は、3,630億円と新規滞納税額全体の約50%を占めています。滞納は力の弱い企業へ傾斜的に強まる傾向に加え、軽減税率、さらにはインボイス制度の導入による事務負担も格段に増大しています。この消費税の導入の根拠となった税制改革法はその基本理念として「簡素」を掲げていたはず(同法3条)。更には現在の消費税は、

導入当初の理想像とは裏腹に、価格転嫁が難しい下請け企業などの力の弱い企業にとって過酷な税制へと変容しているのが実態です。税制における基本原理は能力に応じた負担であり(憲法 14 条他)、これはその負担税額に留まらず事務負担にも適用されるべきです。

特に輸出戻し税の制度は改めるべきです。輸出する大企業に還付金がある制度は、正当・合法的なものであると意見もありますが、消費税を負担している中小企業や国民にとって、逆に輸出大企業には還付される制度となっている現行の消費税制の歪みは納得できるものではありません。大企業の社会的役割として、一定の消費税を負担してもらう制度に是正する必要があります。少なくとも還付金が発生しない制度とするべきです。

消費税は、直間比率の是正を柱にその導入がなされました。しかしながら、直間比率の是正とはいうものの単に間接税の比率が低いという理由だけでは、その是正の根拠とは言えません。あるべき間接税の割合というものはどのようなものなのか、あらためて明確な理由を示した上で、その理由に応じた税率をはじめとする消費税制全体の見直しが必要です。導入から 30 年以上経過した今日、その根拠である直間比率そのものの意義を再確認し、目前の租税回避に向けた改正に留まらず、もう一度この 30 年を振り返り、わが国の実情に合った形での消費税制の抜本的な再構築を強く要望します。

② 現年度の課税売上高による納税義務の有無の判定を

現行の消費税法は、消費税の納税義務の有無を、原則として、基準期間の課税売上高により判定することを求めます。つまり、今年度、消費税を申告納付するか否かの判断は、2 年前の売上高で決まることとなります。2 年前の売上高が免税点以下であれば、仮に今年度いくら業績を伸ばしても消費税の申告納付義務はありません。一方で今年度の売上高が免税点以下に落ち込んでしまっても、2 年前の売上高が免税点を超過していれば、今年度は申告納税が求められます。

コロナ禍を受け、物価上昇、仕入価格・エネルギー価格・人件費の上昇や人材確保が困難などで、価格転嫁もままならず業績が悪化したままの企業が多くあります。更にはこの傾向は中小企業・小規模事業者に顕著に表れているのが実状です。また消費税は法人税、所得税といった所得に課税するものではありません。法人税、所得税において欠損が生じた場合でも、消費税額の計算法にしたがえば納税額が生ずる場合があります。つまり、いまだに続くコロナの影響や物価上昇のなか価格転嫁が困難といった現状においても基準期間の課税売上高による納税義務の判定により、売上高が免税点以下であっても納税額が生ずることにもなります。確かに納税の猶予・換価の猶予といった特例が施されています。しかしこれらはいずれも猶予であり減免ではありません。消費税とはその性格から非常に滞納と結びつき易い税制です。現行の基準期間の課税売上高方式のままでは、一層の滞納を助長するだけです。現在、ことさら中小企業・小規模事業者及びこれらを取り巻く業界は、物価上昇などは自らの経営努力だけでは既にどうにもならない状況にあります。その上で消費税の納税ということになれば、それは廃業や倒産の宣告を受けていることにも等しいこととなります。消費税は間接税とはいうものの、納税からみれば事業者にとっては直接税と言わざるを得ません。

1) 納税義務有無の判断を基準期間ではなく、現年度基準に改めることを一刻も早く実施することを強く要望します。

2) 消費税増税やいまだ残るコロナによる影響、物価上昇による経済への影響の長期化を強く懸念します。低所得者層や中間層の所得や消費に対しての減税、事業者に対しての税・社会保険料の減免の実施を実施するとともに、経済対策や消費喚起対策の実施を要望します。

③ 適格請求書等保存方式(インボイス方式)でも免税水準を維持する制度を

消費税制において、2023 年 10 月から仕入税額控除の要件として適格請求書等保存方式、いわゆる

インボイス方式が導入されました。この制度の導入により企業・事業者の事務負担が一層増加したとともに、流通の混乱、国民経済の停滞などといった影響が現れてきています。多くの事業者はインボイス方式の仕組み、具体的内容を導入された現在においても理解できません。あまりに複雑すぎる制度であり、あらゆる業界における商慣習に合致しないものとなっているからです。更には、当初懸念されていた通り、免税事業者はインボイスを発行できず、インボイスがないと仕入税額控除はできないことから、消費税の課税事業者はインボイスを発行しない免税事業者との取引を回避したり、取引価格の値下げ要求などが現実のものとなっています。またこの免税事業者は課税事業者との取引を継続するため、免税事業者自らが課税事業者になることを選択したケースが多数となっています。このような現象は、これでは消費税における零細事業者のセーフティーネットとして機能してきた事業者免税点制度を実質機能しないものとしてしまいました。これらの事例からして、適格請求書等保存方式の導入は、免税事業者やフリーランスなどにとっては死活問題であり、また彼らと取引のある事業者にとっても多くの負担や混乱を生み出してしまいました。

現在、この免税事業者に対するインボイス制度については、いわゆる「激減緩和措置」として、免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることなどを挙げています。しかしこれはいずれも時限立法であり、2023年10月1日から2026年9月30日を含む課税期間までの限定措置となっています。これでは単に問題の先延ばしにしか過ぎません。また免税事業者がインボイス登録をして課税事業者となった場合、インボイス制度に対応した事務を正確に全うすることは、制度の複雑さから無理といわざるを得ません。

これまでも消費税については事業者の事務負担がいわれてきました。税率が複数となり、さらにインボイス番号を確認して納税額の計算をする。このように煩雑な制度では、期間経過後、零細事業者において適正な申告納税を行うことはできません。そして更なる滞納を呼び起こすことにもなりかねません。

かつて最低資本金制度が導入され、資本金を1,000万円にまで引き上げなければならなくなりました。その際、この引き上げができない多くの零細事業者は廃業の道を選ぶことになりました。インボイス制度の導入は免税事業者の廃業につながり、これにより日本経済、とりわけ中小企業や地域社会の活力を奪うこと可能性があります。

1) 適格請求書等保存方式(インボイス方式)の凍結を強く要望してきましたが、実施された以上早急に売上高1,000万円の免税水準を実質的に維持する制度の構築を強く要望します。

2) 「激減緩和措置」ならびに「80%仕入れ控除」は恒久化することを求めます。

3) 提言として、課税事業者及び免税事業者、すべての事業者が適格請求書を発行できる仕組みとするべきです。

- ・現年度の課税売上高による納税義務の有無の判定に変更すべきです。これにより免税事業者との取引においてもその相手先は仕入税額控除が可能となり、免税事業者との取引を回避したり、さらなる取引価格の値下げ要求されることもなくなります。

- ・更に現年度において適格請求書を発行した金額が1,000万円以上か否かで納税義務の有無を判断する仕組みとすれば、消費税における零細事業者のセーフティーネットとして機能している事業者免税点制度は維持できます。

(3) 事業承継税一株式の額面評価や猶予ではなく免除の制度の整備を

事業承継税制の最も重要な視点は、事業の継続に打撃を与えるような資金の流出や組織の継続が不可能になるような人的不安定を作らないことです。相続人の努力によらない富の再分配に課税する相続税とは違い、事業承継者が新しい企業経営に挑戦できるよう進めるべきです。

2018年度（平成30年度）からの特例事業承継税制では、都道府県に事前に提出する特例承継計画の申請数が経済産業省の集計では2022年度（令和4年）まで累計で14,540件となっています。平均で1年あたり2,908件と3,000件に及びません。2024年度税制改正で届出が2年延長されましたが、申請件数が伸び悩みの傾向もあり、累計で25,000件に届かないと思われます。100万を超える事業承継の実情からはあまりにも力不足です。一方、2021年（令和3年）の特例事業承継税制の適用による相続税の猶予は443人、878億5,400万円（1件当たり19億8,300万円）、贈与税は892人、782億6,400万円（1件当たり8,774万円）となっており、あえて管理が厳しい猶予制度を行うのは、猶予が1億円前後を超える場合に限られるようです。今後、相続税の免除などの大胆な政策の推進がなければ、申告後の税務署への報告事務の煩雑さなどもあり事業承継税制の活用はひろがらず、事業承継税制の効果は一部に限定されると思われます。

経済産業省の指摘によれば「2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、約半数の127万人が後継者未定」と指摘されており、2019年度税制改正で、個人事業者の事業承継の枠組みについても、同じ仕組みが整えられましたが、事業継続に重点を置いた一層の仕組みづくりを望むものです。現行の制度では、免除制度ではなく猶予制度であるため、次々と世代が変わり、事業の経営環境が変化しても、事業を失敗しない限り税額が留保され、事業の継続、維持・拡大が求められます。

中小企業庁のアンケートによると、「事業承継者がいる」または「後継候補あり」と答えた69%の企業のうち33.4%が親族以外の後継者を想定しています。親族以外の第三者が後継者の場合では株式贈与もしくは相続というのはあまりケースとしては考えにくく、親族の後継者がいない場合に相続で株が散逸して事業継続に問題が起こる場合が多くあります。そのため、会社法で相続人に株式売渡請求をできるようにしているが買い取りになるケースがほとんどと想定できます。以上のことから、事業承継税制について、以下のとおり要望します。

- 1) **市場取引がない中小企業の株式は額面価格での事業承継を求めます。**
- 2) **事業譲渡等、事業承継者にとって猶予不適当になった場合のリスクが大きく、一定の期間継続することを条件に猶予ではなく免除制度の導入を進めるべきです。法人の資産・剰余等による「承継贈与（相続）」については、課税の猶予期間を設け、10年程度の事業継続で免除するような大胆な政策を求めます。**
- 3) **事業承継の立案、実行まで長期の時間を要することを考えれば10年という立法期限という期間限定は撤廃すべきであり、中小企業憲章の理念を考えれば10年程度の期間経過後は納税を免除すべきです。農地の相続税猶予制度には、その土地で20年間農業を継続した場合は免除される制度がありますが、事業承継税制についても同様の制度を検討すべきです。2024年度（令和6年度）税制改正で、特例承継計画の申請時期が2024年（令和6年度）から2年間延ばされましたが、立法期限の10年は変わりません。**
- 4) **円滑に事業承継を行うには贈与や譲渡においてもこの事業承継税制と同様に適用されることが必要です。もう一段の措置や再検討を強く要望します。相続税・贈与税の一部としてではなく、事業承継税制としての特段の仕組みづくりを要望します。**
- 5) **2009年（平成21年）制度創設から2016年（平成28年）3月末時点での経済産業大臣の認定件数は、贈与税626件、相続税894件となっています。2019年（令和元年）から2021年（令和3年）までの猶予件数は相続税が101件、贈与税が48件行われています。すでに認定されている企業にも特例事業承継の改正が適用されるよう要望します。**

- 6) 事業承継税制については、株券の担保提供もしくは株式の質権設定が必要ですが、その担保・質権設定額には利子税(利息相当額)が加算され、納付義務が発生します。事業承継者には猶予不適当になった場合のリスクが大きく、利子税(利息相当額)についての免除措置もしくは廃止などの措置を要望します。
- 7) 事業承継に関わるという点で、中小企業の M&A について、M&A 仲介業者の双方代理という利益相反取引問題、テール条項といわれる契約期間終了後も手数料を取得する契約などの問題を未然に防ぐため、『中小 M&A ガイドライン』を周知徹底することを要望します。また最低手数料などの仲介料が高騰しているなどの問題もあり悪質な場合は指導や規制を検討すること。
- 8) 同様に、中小企業の M&A について、中小企業庁、全国の市町村等の行政、政府金融機関を中心とした金融機関、商工会等に相談窓口を開設し、多様な状況に応えられる体制を要望します。また、M&A に関わる手数料等についての補助、支援金等の制度を要望します。

(4) 法人税について

① 法人税制の問題点

法人税制の問題点は、第一に各国の産業政策とも相まって法人税の税率引き下げ競争があり、この間 OECD を中心とした議論によりグローバル・ミニマム課税等が導入されようとしています。それぞれの国の財政収入を減少させ大きな負担をかけています。第二に、各国税制の課税要件の抜け穴を利用して租税回避が行われ、本来負担すべき税金を逃れています。第三に、法人税の中にグループ通算税制や試験研究費の税額控除など大企業に有利な仕組みが実質負担を低めている問題があります。

さらに経済・産業振興策は大企業への支援が中心であり、多額の税金が投入されています。これらの大企業は、社会的役割を果たすことが企業としての存在価値と考え、その能力と社会的役割に沿った租税負担をするべきです。

1) 消費税頼みの税制から法人税の負担能力から税負担率の是正による税収を検討すべきです。

アメリカの連邦法人税の引き上げ提案や、イギリスは 35 年ぶりに 2023 年 4 月から大企業の税率を 19%から 25%に引き上げる提案がされています。

2) 140 ヶ国・地域で法人の最低税率 15%や巨大な多国籍企業への課税で合意が形成され実施されようとしています。抜け穴を少しでも塞ぐことが望まれます。

② 負担能力に応じた税率の構築を

1) 『中小企業憲章』が示す通り、中小企業を「日本経済の主人公」「地域経済・国民経済の柱」と位置づけ、多様性と活力が発揮できる税制を構築することを要望します。

地域経済の農業・林業・漁業を含めた中小零細企業の地域経済循環を高める施策に対して、5 年から 10 年の法人税・消費税・所得税の大幅な減額を要望します。

2) 中小企業の現状を考慮し、恒久的な措置として所得 1,500 万円まで 11% (資本金 1 億円未満)の中小法人税率の導入を提案します。

3) 所得の分類に応じて企業の実際の税負担率を調査し公表することを求めます。調査によると所得分類における高所得企業の税負担率が傾斜的に低くなる傾向となるのは明らかです。

4) 高所得企業が傾斜的に低い税負担率となる歪みを是正し、能力に応じた負担を原則とし、そこに財源を求めるべきです。

5) 連結法人(14%程度)などの 20%を切っている法人税負担率を、資本金 1~5 億円の税負担率の 27%程度に高めることが必要であり、他の同規模法人の税負担率に見合うよう税の一律加算か段階的な加算などの方法を検討し実施することで大規模法人の税負担率を高める施策を実

施すべきであり、大規模法人が税負担率を是正し、その社会的役割を果たすことを要望します。

6) 2020 年税制改正で提起された連結納税制度をグループ通算制度の移行に伴って、世界的な取り組みとしての SDGs への貢献等を税制として補完するために、前述したように個人・法人を問わず、所得が高くなるほど税負担率が傾斜的に低くなる傾向を改めることが必要です。

③ **欠損金の繰越控除制度の限度額引き下げは中小企業に適用させないこと**

欠損金の繰越控除の限度額を作り、その 100%の活用をさせない制度は、中小企業の経営を崩壊させ、地域と国民経済の活性化を奪うことにもなります。欠損金の繰越控除制度の限度額引き下げを中小企業に適用させないよう要請します。

④ **役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用すること**

役員報酬は、事実上「原則損金不算入」の状況に変わりはありません。社会的に通常行われ、慣習的に認められてきた適法な様々な形態の役員報酬や賞与の支払いが事実上認められず、激変する環境に素早く対応しようとしても税法が足かせとなり、企業の自主性を阻害することになります。本来、このような干渉を税法がするべきではありません。役員報酬の規制は実態に合わせて柔軟に対応すべく変更を求めます。

⑤ **賃上げしたら社会保険料を減免するなど広く赤字法人でもメリットある制度を求めます**

2022 年度（令和 4 年）税制大綱で大幅に減税幅を増やして目玉政策にした賃上げ税制は、2024 年度（令和 6 年）には、赤字法人対策として 5 年間繰越額を控除できるように対策を強めています。今年 1 月の東京新聞・城南信用金庫のアンケートでは、2024 年度、中小零細企業の 35% が「賃上げの予定なし」と答え「賃上げをする予定」が 27.3%となっています。賃上げを予定しない理由の 6 割近くは原資がないと答えています。さらに、法人税が計算されない赤字法人では意味がなく、統計がある 2022 年度は 2021 年度より大きく伸びていますが、大企業も含め申告件数の 7.2%しか活用していません。**賃上げしたら社会保険料を減免するなど広く赤字法人でもメリットある制度を求めます。**賃上げによる好循環を作る刺激になる税制とは言えません。中小企業家同友会は、「人を生かす経営」を実践しながら、社員の生活を守り働く喜びと成長を促す給与を支給する努力を続けています。それを支えるのは、地域の教育、医療、福祉などの様々な社会環境が整備され、そこでいきいき働く中小企業が活躍することだと考えます。税制だけに頼らず、働く人の社会環境整備を進めることを強く求めます。

⑥ **「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」による増税には反対します**

前述しましたが、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」の政府の提案は、与野党や世論ともにその賛否が議論されています。**防衛費増による法人税制の面でも増税には反対です。**安全保障という分野は特に国民・納税者の理解を得て進める必要があり、その財源についても、税制措置ではない方法も議論されています。丁寧な議論と民主的な形で進めることを求めます。後述の 12 項（1）にもあるように、平和で安心安全な経済社会づくりを進め、国際紛争は平和裏に解決する努力が求められています。

(5) **所得税課税について**

① **給与所得控除・社会保険料負担について**

1) **令和 6 年度「定額減税」について**

令和 6 年度税制改正において、1 人（本人・扶養親族対象）4 万円（所得税・住民税）の定額減税が実施されます。減税の是非はともかく、手続きが複雑であり、給与を支払う事業者にとって、過大な事務負担を伴うものです。①住民税非課税世帯への給付、②令和 6 年度住民税から

1人1万円の控除、③6月の給与支払い時以降「定額減税」の控除を行い年末調整で確定、④さらに「定額減税」を全額控除しきれなかった人への給付金の支給と、扶養親族を対象としています。これでは事業主が個々の従業員の家族の扶養状態を何度も確認をしなければならなくなります。

経済政策での減税を行うのであれば、制度は単純で、即実行でき、現場の負担の少ないものにすべきです。

2) 給与所得控除を引き上げ、広く「分配」を

給与所得控除を縮小することは給与所得者の可処分所得を減少させ、消費拡大に逆行することになります。

ここ数年給与所得控除の上限の引き下げがおこなわれています。2020年度（令和2年度）からは、給与所得控除の最低額が65万円から55万円に引き下げられています。結果として、中堅所得者に対する増税になっており、給与所得控除を縮小することには反対です。現在の給与所得控除は、必要経費控除だけでなく、勤労控除（労働力の価値）ほかの要素も含まれていることを考慮すべきです。前述のとおり、物価スライドし5%程度引き上げを求めます。

3) 社会保険料率の引き下げを強く要望します

社会保険料率は1%の減額であっても、実質賃金の引上げと同等の効果をもたらします。財源は、社会保険料適用報酬の上限の引き上げを行うことで、新たな租税負担を行う必要はありません。

ここ数年の税制改正で賃上げをした法人に対する減税が打ち出されていますが、コロナ禍後の不況と物価高で苦しんでいる中小企業にとって、実現性の低い政策ともいえます。中小企業経営者・そこで働く人にとって、即効性のある政策を望むものです。

4) 収入の壁については「収入の崖」になっており、抜本的な根本的な見直しを

税金の壁103万円、社会保険の壁106万円、130万円といくつか言われていますが、賃金上昇に対して（最低賃金の上昇は上記で述べている）スライドしていません。社会保険の第3号被保険者（いわゆる130万円の壁）は、制定された1977年は70万円で段階的に10万円ずつ6回にわたって1993年に現在の130万円に引き上げられました。この間の最低賃金は345円から620円と1.79倍になり、同様に上記にあるとおり70万円から130万円と1.85倍に引き上げられました。

その後最低賃金は620円から現在1,130円と1.79倍になっています。解決しなければならない問題は多々ありますが、社会保険の壁が最低賃金上昇分にスライドしていないことが、現場に人手不足という深刻な問題を引き起こしています。過去の実績をみても現状の130万円の1.79倍程度である230万円程度に引き上げることが望まれます。給与・賃金は上がっているが控除額は変化がなく、パート労働者等については労働時間の抑制がなされ、世帯収入が増えていないにも関わらず、物価上昇や消費税、社会保険料の負担が増えています。企業側としても年末かけた人材不足問題があり、根本的な見直しを求めます。

② 基礎控除を含め人的控除の抜本的な見直しを

賃金の引き上げが社会問題となっています。最低賃金の過去40年間の推移を見てみると、40年前（1983年）452円、30年前（1993年）620円、20年前（2003年）708円、10年前（2013年）869円、現在（2023年）1,130円（東京都の最低賃金）。40年前を100とすると2.46倍になっています。基礎控除の金額は1982年29万、1992年33万円、2002年38万円、2012年38万

円 2022 年 48 万円、比率にすると 100、113、131、165 となる。賃金上昇分、課税強化になっています。

所得税の計算過程はこの数年、所得金額調整控除の創設など複雑な制度が実施されてきました。所得計算の仕組みが複雑でわかりにくく、簡素にすべきです。そもそも、生活保護基準（東京都において約 225 万円 2 人家族住宅手当含む）より低い課税最低限は、景気対策だけでなく、わが国憲法の保障する生存権（憲法 25 条）の税法的表現として問題です。**基礎控除を、2 倍以上に引き上げることを基本に人的控除の見直しを図るべきです。基礎控除を引き上げることで、広く「分配」を行い、可処分所得の増加を目指すべきです。**

また、所得 2,500 万円まで基礎控除が 0 円になる制度が 2018 年(平成 30 年)から適用されています。本来基礎控除は人権として保障されるものです（憲法 13 条）。高額所得者に応分の負担を求めることと性格を異にすることであり反対です。基礎控除は全国民に適用すべきです。

③ 子育て支援・少子化対策を

1) 少子化問題に一層の対策を

少子化対策は、税制・社会保障・医療費・保育費・教育費・奨学金・住居費等あらゆる分野に及ぶため、総合的な対策が必要です。世帯収入が上がり、家計負担が軽減できる対策を要望します。

2) 少子化対策の財源における社会保険料率アップや増税には反対

社会保険料増や増税ではなく、国債、経済対策・消費喚起による税収増、物価上昇に伴う消費税増、無駄な歳出削減、特別会計の余剰金や積立金等を財源とすべきです。大企業や高額所得者の税負担率の上げることや社会保険料率は上げずに高額所得者の標準報酬月額の上限を上げて、少子化対策の財源することを検討すべきです。

3) 子育て・少子化対策はだれもが高等教育を受けることが可能な社会の実現を

少子化の原因の一つに、高等教育費の負担があると言われています。国立大学でさえ、初年度納入金 817,800 円、大学等進学率 83.8%（短大専門学校を含む、文科省 2022 年）という中で子供の将来を考え、子供を産むことを抑制することも起こっています。3 人目の扶養のこどもの場合の授業料の引き下げの議論がありますが、同時に扶養が要件で、子の自立が親の負担につながりかねない極めて不安定な政策です。高等教育に掛ける公的支出の GDP 比が OECD 諸国で最低であることなど、子どもの教育費などの将来不安が少子化の一因であることは否定できません。**速やかに大学の授業料引き下げを実施し、短期的に根本的な高等教育の無償化を求めます。**

4) 寡夫控除の復活を

子供の養育は、社会的な責務とする施策の強化が求められる中で、寡夫控除の復活を求めます。

5) 結婚・子育て資金の贈与の非課税制度は改め総合的な政策を

教育資金の贈与の非課税制度、結婚・子育て資金の贈与の非課税制度が景気対策の一つとして進められ、制限を強化しながらも延長がされてきています。贈与税の非課税制度では、格差の拡大・連鎖に繋がりがかねません。子育て、教育全体に対する総合的な政策とすべきです。

④ 金融課税の強化を

2023 年（令和 5 年）改正で 30 億円以上の高額所得者に対する課税強化が盛り込まれ、対象者は 200-300 人と言われています。いわゆる「1 億円の壁」の問題は、解決されたとは言い難い状況です。高額な所得であっても、住民税を含んで約 20%の負担となっています。所得の再分配機能

の改善のために、金融所得 1 億円以上に対して、せめて所得 1 億円と同率程度の負担を求めるべきです。

⑤ 退職手当金等について

退職手当金等に対して、2013 年（平成 25 年）から特定役員退職手当金等、2021 年（令和 3 年）の税制改正で短期退職手当金等の改正が行われています。2 つの改正とも、5 年以下の短期の勤続期間に対応するものです。退職手当金は退職後の生活設計にとって重要な資金です。さらなる勤続年数を引き上げることは反対です。

⑥ 青色申告特別控除について

2019 年度（令和 2 年度）から青色申告特別控除が 55 万円に引き下げられました。電子申告等を行えば、5 万円となりますが、そのための事務負担等を考慮すると新たな負担といえます。電子申告に特別控除を設けるなどの制度にすべきです。

⑦ 相続税の課税強化について

2023 年（令和 5 年）改正で、生前贈与の相続時の加算が 3 年から 7 年に引き上げられました。相続時精算課税については、2 年目からの贈与時に基礎控除的な 110 万円の非課税枠の設定がされました。「資産の早期の世代間移転を促進」と促進する言葉が与党の税制改正大綱には謳われていますが、課税強化と思われる改正の中で、贈与の促進にはならず、かえって萎縮すると考えられます。

課税の公平そして景気対策など、多面的な要請が求められる相続税・贈与税ですが、生前贈与の過年度の遡及を行うのであれば、相続加算時に相続税精算課税制度と同様に贈与税の基礎控除が生かせる制度にすべきです。

(6) 地方税制について

① 令和 6 年度税制改正の外形標準課税の範囲の拡大について

2007 年導入された事業税の外形標準課税は、約 3 万社の適用がありました。しかし、2021 年には約 2 万社へと減少をしました。法人全体数が減少したわけではなく、「減資」という手続きを行い資本金を外形標準課税の対象にならない 1 億円以下にした法人が多かったと考えられています。確かに、売上数千億円の大法人が、資本金 1 億円以下になるなどの事例もありました。

しかし、現在の 2 万社のうち 5 千社は赤字法人と言われている。赤字でも人件費などの付加価値を課税標準とする外形標準課税の節税は、事業者にとって必然の判断でもあります。

このところの法人所得の好調により、以前の所得に対するものだけを課税標準とした場合、税額が 8 千億円増えるとの試算もあります。法人事業税全体が 6.4 兆円です（令和 4 年 9 月 30 日総務省自治税務局都道府県税課）。決して少ない額ではありません。税額が減っている上に、赤字法人の負担という構造的な問題があり、事業税の外形標準課税を見直す時期に来ています。

② 事業税の外形標準課税の中小法人へ適用拡大は反対します

法人税の実効税率を引き下げるための財源として、外形標準課税の拡大が検討されてきています。外形標準課税は、人件費にその負担を求めるものであり、人件費比率の高い中小企業にとって負担の増加は明らかです。また、法人税の賃上げ減税と矛盾する政策です。この税制導入は「応益負担」がその根拠とされています。「人件費」の割合の大きい企業は、雇用を生み出し、地域経済を支えています。雇用を通じて地域へ「利益」を与えることはあっても「利益」を受けているとして課税負担の増加を求められることには理解できません。赤字企業であっても、雇用を維持しているかぎり、その地域の経済活動に貢献しています。雇用を課税対象とするのならば、雇用を減らすことが企業経営としては選択肢になってしまいます。雇用を減らすことを奨励する税制が、地域にとって利益

をもたらすことなのではないでしょうか。**地域経済を守り、雇用を守るために外形標準課税の中小企業への拡大は、絶対にすべきではありません。**

③ **償却資産税等の免税点を基礎控除とし、その金額を2倍程度に引き上げること**

償却資産税は免税点を越えるといきなり免税点以下の資産まで含んでその納税額が発生します。免税点そのものが、1991年に150万円になって以来変わっていません。このような不合理を解消すべく、免税点方式ではなく基礎控除方式とすべきです。また、その金額も現行免税点の2倍に引き上げるべきです。

償却資産税の課税対象は耐用年数を過ぎた資産であっても残存価格5%となっています。法人税では、簿価1円まで償却できる規定です。償却期間の過ぎた資産に対しては課税すべきではありません。

④ **個人住民税の累進課税化の復活を**

2007年より、個人住民税は一律10%にされました。これは低所得者に対して負担が大きくなっており、高齢化が進む中で購買力の低下と滞納を生じさせる原因の一つです。担税力に応じた制度に復活すべきです。

(7) **納税環境の整備について**

① **行政のデジタル化の利便性重視と企業のデジタル化の対応・対策の支援を**

改正電子帳簿保存法における「電子取引で授受した電子データの保存」義務が、2年間猶予され、2024年1月から施行されました。この猶予の理由は、この義務が全事業者を対象としているにもかかわらず、ほとんどの事業者がその内容を理解していないこと、さらに理解はできていても対応が間に合わないといった理由によるものでした。行政のデジタル化はその利用者への利便性を重視してのものであったはずですが、しかし、いつの間にか行政の利便性のためにことさら事業者は、物的、人的に多くの負担を強いられている状態となってしまっています。IT投資が遅れ気味であり、人材も少ない中小企業・小規模事業者においては負担増が見込まれるばかりでなく、電子帳簿保存法による管理の変更や補助金・助成金等が電子申請のみとなるなど、場合によっては取り残されるといったことが懸念されます。確かに2024年1月以降も、「相当の理由」がある場合に限り、「電子取引で授受した電子データの保存」についてもその義務が緩和されました。確かにデジタル化の波は、時代の趨勢からしてもこれに逆らうことはできません。しかし、このデジタル化を円滑に実施するためには、その制度設計はデジタル弱者をベースになされるべきはずですが、デジタル化への移行の負担増、取り残される者の対応・対策を求めるとともに、きめ細かな支援策を要望します。

② **国税通則法の目的を明記し、「納税者権利憲章」を早期に成立させること**

2011年12月2日成立した「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」附則106条は、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする」と規定しています。

わが国の国税通則法をはじめとした「納税環境の整備」についてみれば、例えばこの法律の審議過程において国税通則法を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利義務に関する法律」と改め、同時にその目的規定に、「国税に関する国民の権利利益の保護をはかり」という文言が加わるはずでした。そしてこの改正、さらに納税者権利憲章の策定を前提に、国税通則法が「納税者権利保護法」へと変身を遂げる予定でもありました。しかし、これらの改正はいずれも見送られています。世界各国をみても多くの国々が財政危機に陥っています。この危機の克服は税によりなされます。

そのためには納税者と国家が、対等な立場でともに手を取り克服しなければなりません。このような意識改革のもと多くの国々では、国家の手による「納税者権利憲章」が制定されています。

わが国の現状をみれば、各国以上にその財政危機がいられています。納税者と国家が、対等な立場でともに手を取り、ともにこの危機を克服するためにも、「納税者権利憲章」の制定が急がれます。

③ 税務行政手続きに関する規定を法定化すること

- 1) 税務調査手続きが法定化されました。これにより税務調査手続きの一定の透明性は確保されたものの、一方、調査職員にとっては煩雑な作業が課されることになりました。その結果、この煩雑な作業を回避するため「お尋ね」などといった行政指導が今まで以上に行われている現状があります。さらにこの行政指導という名目のもとで、実質的に税務調査が行われている実態もあります。国税通則法に税務調査手続きが法定化された趣旨に立ち返り、税務調査と行政指導とを明確に区分し、実施することを要望します。
- 2) 政省令及び通達の制定改廃にあたって、予めその制定改廃過程を公表するとともに、納税者の意見を十分に反映させること。
- 3) 税務行政庁が発信する通達は、全て公開する措置を講ずること。

④ 政府税制調査会の構成メンバーにおける中小企業の代表を増員すること

政府税制調査会の答申は、今後の税制のあり方に多大な影響を与えます。2024年1月25日開催の政府税制調査会において、そのメンバーが一新されました。しかし、そのメンバーのほとんどは有識者をはじめ財界代表者で構成されています。またそこでは、岸田総理から、「デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したこれからの税制のあり方について審議を求める」と諮問されています。この諮問に答えるには、中小企業・小規模企業が「わが国の経済を支え、牽引する力であり、社会の主役として日本経済を強くしていく」という『中小企業憲章』の視点が必要不可欠です。この諮問に答えるために、政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員することを要望します。

⑤ 共通番号制度について

「社会保障と税の一体改革」を理由に、共通番号制度が施行されています。そもそも世界の現状を眺める限り、この番号制度では、プライバシー漏えいの脅威となりすまし犯罪の多発が懸念されています。この懸念が現実のものとなり、漏えいやなりすまし事件が数多く発生しています。このような状況から、今日、共通番号制度を見直し、もしくは導入を断念した国もあるというのが、この共通番号制度を取り巻く国際的な状況となっています。

この共通番号は、コロナ禍のもと、給付金の受給といった場面での利便性からマイナンバーカード発行の求めも多かったことも事実です。また政府は、「マイナ保険証」など様々な手段を用いてマイナンバーカードの取得を促している実態もあります。更には、なし崩し的にその利用範囲が拡大されてきているのも実情です。

共通番号が行政機関同士の間で、行政機関と国民との間で利活用が進められようとしています。共通番号の収集・管理が求められる企業側も膨大な負担・リスクを背負うこととなります。この番号制度利活用の拡大については行政間の利活用などで確実に安全性が担保することや企業側の負担・リスクの軽減や支援を行う必要があります。

- 1) 先行するデジタル先進国の事例や情報セキュリティ技術を活かした制度設計を行い、国民や事業者にとって負担軽減と不安解消を図ること。

- 2) 個人情報等の収集が国民の監視、誘導、統制や税負担強化に悪用されることがあってはなりません。この根深い懸念を払拭するために、国民との対話と理解を深めること。
- 3) 共通番号制度（マイナンバー制度）は、支援や還付、給付など国民生活や利便性の向上のために活用し、手続きの簡素化やスピードアップに努めること。
- 4) 先進諸外国でも問題とされているデジタルプライバシーの保護整備の確立を強く要望いたします。

⑥ 申告書等の「控え」への收受日付印の押なつについて

国税庁は、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX））を進めている」といいます。そして電子申告利用率が向上していることを理由に、国税に関する手続等の見直しの一環として、2025年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないといっています。この收受日付印の押なつは、これまで行政サービスに一貫として行われてきたものであり、課税庁の義務ではないとのこと。ただしここでは「DXの取組の進捗も踏まえ」とその条件も示しています。課税庁への提出書類は、例えば銀行融資の際に提出が求められるなど、企業経営において基本的な書類の一つとなっているのが実情です。繰返しになりますが、確かにデジタル化の波には逆らえません。しかしこのデジタル化においてはデジタル弱者を中心にその制度設計がなされなければなりません。そもそも公務員とは全体の奉仕者です（憲法15条2項）。現在、課税庁における納税者サービスは世界の趨勢です。紙・文書でしか書類を提出することができない者がいる限り、この「申告書等の控えへの收受日付印の押なつ」といった行政サービスを堅持することを強く要望いたします。

6. 中小企業を取り巻く採用と教育環境の重視

(1) 中小企業と教育

『中小企業憲章』は、「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」と述べています。その具体化のため、以下のことを要望します。

- ① 2017年に行われた学習指導要領の改訂で「社会に開かれた教育課程」を実現することが謳われ、中小企業における学校教育の役割と意義は一層大きいものとなっています。
 - 1) 生徒や学生が健全な労働観や社会観を形成していく一つの機会として中小企業での職場体験・インターンシップや経営者を講師とした授業などを小学校・中学校・高等学校・大学の教育課程に組み込むこと。
 - 2) 現在検討が始まっている次期の学習指導要領の改訂について、上記1)の観点から引き続き子どもたちのキャリア教育における各地域の中小企業の重要性を明確にし、社会教育の担い手として位置付けること。
 - 3) 地域が一体となって子どもたちを育てていく社会を作っていくためにも、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が広く実施されるよう、国として課題を把握しながら各地域の教育委員会等へ働きかけること。
- ② スタートアップ企業や起業家を育成していくための教育に取り組む学校や自治体、企業への支援を一層強化すること。高等専門学校スタートアップ教育環境整備事業がありますが、起業家育成の取

り組みを小中高や大学などにも広げ、そうした学校を支援し、地域の中小企業との連携強化を国として後押しすること。たとえば広島府の中明郷学園は市立の義務教育学校（小1～中3までの9年）のコミュニティスクールとして活動し、7年生からは模擬会社 Links をつくり、生徒自らがつくった経営理念も策定し、生徒自身が商品開発・販売を行っています。この学習活動を支えているのは、同友会会員を中心とした地域の中小企業家です。地域で人を育み、地域に人を残す、持続可能な地域づくりを中小企業家と学校、行政が連携して進めています。このような取り組みを支援すること。

- ③ 学校教育等では中小企業の経済的な役割や社会的意義、最新の実態に基づいた正確な姿を教えることを国として各自治体等に働きかけること。その一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすることや教師が中小企業の現場で研修することを積極的に計画することが考えられる。徳島県教育委員会が、小中高校と特別支援学校の新任教員を対象に、県中小企業家同友会の会員企業等での職業体験を導入していることが注目されます。就業体験を通じて教員自身の社会性を高め、児童生徒が社会的に自立するための指導の充実につながる効果が期待されます。また、事例なども交えた中小企業の実相を正しく伝えることができる教材等を作成し、学校や大学で副読本・教材として活用できるように提供すること。このような取り組みは、生徒・学生の職業観・勤労観を育てることにもつながります。

(2) 教育費負担の軽減し、短期的に無償化を

大学の授業料は年々値上がり、家計における教育費の負担が高まる中、2022年3月25日に日本学生支援機構が発表した調査結果によると奨学金を利用している大学生（昼間部）は約5割ということが明らかになりました。住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生を対象にした給付型奨学金の新制度が2020年4月からスタートしましたが、学生の負担額を考えると対象人数・給付額はまだまだ不十分です。

- ① **大学の授業料引き下げを実施するとともに、給付型奨学金制度のさらなる整備を行い、その拡充を図ること。大学は将来の国を担う人材を輩出していく重要な機関であるため授業料の無償化の方向も検討すること。同時に、大学教育のあり方も見直し・強化を図ること。**
- ② **すでに学校を卒業した学生の奨学金の金利負担を含めて、奨学金の返済が厳しい状況が続いています。学生の奨学金返済について、奨学金の償還をなるべく学生に負担をさせないような制度の創設や自治体への支援や有利子部分を負担することなども含め、特段の便宜を図ること。**
- ③ 徳島の神山まるごと高等専門学校は、企業や個人からの拠出金を投資会社に委託して資産運用を行い、得た運用益を給付型奨学金として生徒に支給するスキームをとっています。このように、政府は大学10兆円ファンドを大学に支援する制度はありますが、**奨学金に関する政府のファンドを創設し、給付型奨学金の拡充や奨学金返済を支援すること。**
- ④ **自治体・企業が独自に奨学金補助を行う制度への支援、新たに給付型奨学金制度を設立する自治体や企業を後押しすること。奨学金への支援策は晩婚化・少子化対策にもつながります。**

(3) 中小企業や地方自治体への支援を

中小企業では若者の採用ニーズが高い一方で、優れた中小企業であっても人材確保は深刻な現状があります。

- ① 日本の企業の99%、働く人の70%が中小企業という現状を踏まえ、就職先としての中小企業イメージの向上に政府一体となって取り組むこと。
- ② 企業の魅力を積極的に発信して、採用につなげている企業や地方自治体を支援し、中小企業の情報を取得しやすい環境をつくること。
- ③ これらを一層強力に推進する上で、厚生労働省、文部科学省、経済産業省など若者の雇用やキャリア

ア教育を進めている省庁の横断的な取り組みを進めること。

(4) 若年の就労支援の抜本的な強化を

15～34歳の家事も通学もしていない若年無業者は57万人（2022年平均）、昨年よりも1万人減っているものの少子化の影響を考慮すると人口に対する割合では前年と同率であり、依然として多くの若年無業者が存在しています。若年無業者の就労を支援することは人材不足解消への一助となるだけでなく、所得格差の是正や社会保険等の充実にも大きな影響を与えます。

- ① **若者に対する職業訓練および失業給付制度等のセーフティーネットを抜本的に充実するなど、若者の就労支援を一層強化すること。**それを通して中小企業への人材供給が促進されることを期待します。
- ② 若年無業者となるきっかけの一つである、新規学卒就職者の3年以内の離職率は新規高卒就職者で約36%、新規大学卒就職者で約32%に上ります。定着率を上げるためにも、地域中小企業との連携によって就学早期からインターンシップや就業体験を重ね、社会観や就業観を養成することが重要です。そうした機会の創設に向けて、自治体や教育機関への支援をすること。
- ③ 高等学校での就職指導については、本人の希望や特性を生かした有効な就職指導や自己決定がなされずミスマッチからの離職率が高いこと、進路未定者への就職指導の不十分さなどが指摘されています。高卒求人における就職指導を改善し、本人の適正や希望を含め、ミスマッチが起きないように是正することが重要であり、国は改善にむけて指針等を明らかにすること。

(5) 就職活動のルールについて

経団連による就職活動ルールが廃止され、政府主導によるルールづくりに切り替わりましたが中小企業の実態と声がルールづくりに反映されていません。企業・学生・大学の代表が幅広く参加できる協議の場をつくり、規範意識を醸成し、ルールの実効化をはかるとともに中小企業の実態と声がルールづくりに反映されることを求めます。

また、現行のルールによると採用に関する広報活動を3月1日より解禁し、ハローワークでは4月1日より求人情報を公開することとなっていますが、求人情報の公開を3月1日からできるようルールを改めることを求めます。

(6) リカレント教育、リスキリングの支援制度の充実・強化を

社会人の学び直し「リカレント教育」が注目されていますが、学びを通じてより豊かな人生を送るために重要です。また働き方の変化によって今後新たに発生する業務で役立つスキルや知識の習得を目的に勉強してもらう「リスキリング」も同様です。

中小企業の人手不足への対応や生産性向上に寄与する人材を育成するため、「リカレント教育」「リスキリング」の周知や支援制度の充実・強化を求めます。専門知識のキャリアアップのみならず、DXが求められている中、デジタル人材育成は特に重要です。働く側への助成とともに、事業者への理解や支援が必要です。

7. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な競争の促進を

(1) 中小企業にとって公平・公正な競争環境をつくるため、国の指導を徹底すること

- ① **公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、「国等の契約方針」の適正価格発注の遵守を徹底すること。**独禁法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピング防止に努めること。採算を度外視した低入札、ダンピング入札については、発注者は独禁法の「不当廉売」として公正取引委員会への提訴など厳正に対処すること。
- ② 地方公共団体等の公共事業では、**最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう**

努力すること。公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げること。国においても最低制限価格制度を導入できるように会計法の改正を行うこと。

- ③ **公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約法」「公共事業最賃法」を制定すること。**地方自治体においては、ダンピング入札を排除し、公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約条例」を制定すること。
- ④ 労働者、技術者不足、建設資材の値上がりにより、入札不調が増大しています。**発注官公庁は市場価格による予定価格づくりでなく、適正な賃金、管理経費、法定福利費を積み上げた適正な予定価格にすること。**
- ⑤ **労務単価を契約後に改めて見直す協議を建設業者らが請求できるようにするなどの工夫をすること。**
- ⑥ **公共事業は予算や入札などの関係から、価格転嫁交渉に応じない事例があり、受注者が材料の高騰や労務費などの上昇分を負担しています。価格転嫁できる制度とすること。**

(2) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高め、中小企業への受注機会を拡大すること

分離分割発注を拡大し、工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種でなく、工事の規模の分割で行い、地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守すること。また、一般競争入札を地方や中小企業分野に拡大することを抑制すること。

(3) 官公庁の一般競争入札基準を見直し、中小企業の入札格付の幅を広げること

入札基準（等級）を決める付与数値は、年間売上高、自己資本額、流動比率、営業年数等の項目が数値化されますが、「年間売上高」と「自己資本額」だけでそのうちの80%を占めており、等級「A」または「B」を獲得するためには年間売上高が200億円以上でかつ資本金が10億円以上でないと困難です。このような企業規模至上主義の基準では、技術や経営がいかに優良な中小企業であっても、3,000万円を超える官公庁の事業案件等には競争参加ができないという著しく公平を欠くことになっていきます。この入札基準を企業規模至上主義から質の評価に改めること。例えば、「財務内容の質的评价」および「技術内容の評価」を加え、「年間売上高」と「自己資本額」の構成割合を低くするなど改善措置を求めます。

(4) 「一般競争入札総合評価制度」は地域の中小企業に配慮する内容に見直しを

「一般競争入札総合評価制度」の落札業者選定にあたっては、大企業が優位になる企業規模や工事实績の偏重を改め、中小建設業の地域貢献や地域精通力等を重視すること。

中小建設業が行った大震災復旧への貢献、防災協定への参加協力、耐震、消防、交通安全、祭り、町会協力などの地域社会貢献を「総合的に評価」すること。発注内容によって、「障害者雇用企業配慮型」「女性活躍企業配慮型」「高齢者活躍企業配慮型」「地域貢献企業配慮型」などの配慮内容を設定し、幅広い企業に機会を提供すること。

8. 持続可能で循環型経済社会の形成とSDGs・エネルギーシフトの推進を

(1) エネルギーシフトで持続可能な経済社会の創造を

① エネルギーシフトを国の重点政策として進めること

地球環境問題が一層深刻化し、喫緊の課題となっている中、COP21において採択されたパリ協定は「脱炭素」を要求しており、持続可能な開発目標（SDGs）においてもエネルギーや気候変動、海洋資源、陸上資源、まちづくりなどのターゲットがあります。地域を維持発展させるため、地域から人と資金の流出を止めるとともに、循環型経済で持続可能な地域づくり・企業づくりの支援し、

地域内で循環し再生産できる仕組みをめざす必要があります。

これらの課題に取り組むにあたり、エネルギーシフトを国の重点政策として定め、各自治体に取り組みを促して、地域内循環を高めるとともに地域経済の継続発展に寄与する施策を求めます。

② エネルギー自給率を上げる地域づくりの取り組みに支援を

エネルギーシフトの取り組みは、ヨーロッパ各国などでも進められており、地球温暖化対策や暮らしやすい地域づくりに繋がっています。今後の地球温暖化対策や地域再生をめざすためにも、エネルギー自給率を現状の2018年11.7%（再エネ8.2%+水力3.5%）、2019年に12.1%、2020年11.3%となっていますが、さらに上げていく必要があります。

エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合は、太陽光発電を中心に急速に普及が進み、2019年には約19%まで増加しています。政府は第6次エネルギー基本計画にて2030年に22～24%に設定していた再エネ比率を、野心的な見直しとして36～38%と再エネ比率を引き上げました。また、現在取り組んでいる再エネの研究課題の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みをめざすとあり、政府の野心的な見直しについては歓迎します。しかしながら太陽光発電の国産化などの課題も出てきており、原子力や石炭火力をどうするかなど課題も多くあります。世界の情勢を踏まえ、国民的な議論をすべきです。

そのため、エネルギーの地産地消を促進するとともに、それらに取り組む自治体や地域の企業、グループなどを支援することを要望します。地域のエネルギー自給率を高め、地域循環型の経済社会づくりや自立的な地域づくりにつなげることを。小規模分散型の発電やコージェネレーションも重要であり、中小企業や地域の取り組みを支援すること。また中長期スパンで計画的に市場の環境整備や系統整備などを行うことを要望します。

③ 地球環境保全と温室効果ガス排出削減目標に向けた取り組みを

2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みについて、**国民的世論と議論を踏まえ、エネルギー自給率の野心的な目標設定やエネルギーシフト等一層の推進が必要です。**また、省エネルギーと再生可能エネルギーの開発・転換及び原発の計画的廃炉化を目指すうえで大きな役割を担う中小企業を計画や戦略の中に位置づけること。**持続可能な開発目標（SDGs）の周知を図るとともに、SDGsに基づいて行っている中小企業や自治体等の取り組みを支援すること。**

④ 中小企業の環境マネジメントシステム（EMS）の認証取得への支援、BCP策定支援を一層推進すること。

⑤ エネルギーシフトを実現するための社会的な仕組みや教育制度を充実させること。省エネルギー技術の導入などエネルギーシフト分野における設計者・技術者・担い手の育成を進めること。現在農業分野で実施されている「次世代経営者育成」や「雇用就業者育成」などの支援の対象業種を、環境関連事業等にも広げること。

⑥ 中小企業にとって、DX、GX、健康経営等はなかなか自社単独で実現することも困難です。他方で今、中小企業は大手取引先や親事業者から、スコープ3（サプライチェーン）として、脱炭素化や人権デューデリジェンス対応も求められています。

パートナーシップ宣言という親事業者の自主性に委ねるだけでなく、下請中小企業振興法第3条2項3号の振興基準の「下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項」として、スコープ3のDX・GXに関するコスト負担を下請事業者に負担させない、さらには、下請事業者の自主的積極的なDX・GXに協力、支援することの指針を明示し、徹底させること。

(2) エネルギー問題の解決を

- ① 原子力発電所については、安全性や放射性廃棄物処理等の面で未解決の問題が大きいことを考慮し、原子力発電に依存しない方向をめざすこと。また東京電力福島第一原子力発電所の問題解決とともに、放射性廃棄物処理をどのように最終処理するのかについて国が見解を示すことを強く求めます。
- ② ポスト 2030 年の水素社会戦略で、再エネや未利用エネルギーは日本においてもかなりのポテンシャルがあることから、**輸入に頼ることなく国内で水素を生産・調達できるよう産業の創出を促すこと**。その際、地域の中小企業も水素関連事業に積極的に参入できるように支援すること
- ③ アンモニアの利活用が注目されていますが、安定供給へ向けた製造基盤・サプライチェーンの構築を進め、発電における利用を促進すること。
- ④ 電力・ガス会社は徹底した企業努力を行い、電気・ガス料金の値下げを行うことを求めます。その上で、国は、1) 電力料金の総括原価方式を廃止すること。2) 50 ヘルツ・60 ヘルツの統一を実施すること。
- ⑤ 発送電分離は法制化されましたが、実際は子会社が送電を担っているなど、電力独占は解消されていません。政府の規制改革推進会議の有識者作業部会の提言で、関西電力の不正閲覧問題を踏まえ、関西電力をはじめとする大手電力の「法的分離はまったく機能していなかった」と指摘し、資本関係を解消して完全に別会社とする「所有権分離」を速やかに実現するよう促しています。真の電力自由化に向けて抜本的な改革をすること。
- ⑥ 固定買取価格 (FIT) は各国とも再生可能エネルギーの普及に大きな役割を果たし、日本でも FIT 導入後、再エネ導入が飛躍的な伸びを示してきました。こうした事実を鑑み、**地域の中小企業や自治体、住民、地域金融機関等が行う再エネのプロジェクト等に対しては優先接続・優先給電する仕組みを構築することを求めます**。また、住宅用太陽光発電設備の固定買取価格 (FIT) の買取期間終了後の対応において、家庭や中小企業の自家消費における設備機器導入やリフォーム・修繕など支援制度や売電などの情報を発信すること。
- ⑦ **再生可能エネルギーの「熱利用」を促進し熱電併用でエネルギー効率を高めること**

日本での再生可能エネルギー利用は発電に偏っている面があります。**再生可能エネルギーにおける「熱利用」を促進することで、熱電併用によってエネルギー効率を格段に上げることができます**。ドイツには再生可能エネルギー熱法がありますが、日本においても熱利用に関する基準や目安などを明確にすること。わが国においても木質バイオマス発電が増加していますが、現在は発電電力の売電が中心であり、同時に発生している熱の利用がなされていません。**地域における熱電併給システムの普及を支援し、エネルギーシフトの取り組みを加速することを要望します**。

住宅・ビルのゼロエネルギー化の推進にあたっては、個々の建築物の ZEH ガイドラインとともに、周辺の住宅やビルなどで小規模分散型の電気と熱エネルギー供給をまかなうコージェネレーションシステムの導入が必要です。災害復旧・整備におけるグループ補助金のように、地域のゼロエネルギー化や省エネ改修、コージェネレーション導入などをグループやエリアで取り組む際の支援策を講じること。また、中小企業の仕事づくり、省エネ技術の向上につなげること (省エネ住宅へのリフォーム支援など)。加えて、国産木造建築の推奨、伝統工法の保護継承育成、林業活性化、中古住宅や賃貸住宅のエネルギー効率向上のための支援をすること。

- ⑧ 再生可能エネルギー利活用における規制や許認可条件の緩和を

新しい再生可能エネルギーの実用化に向けた技術開発を進め、再エネ事業の実情に合わせた合理的かつ実効性ある環境アセスメント制度の新設などを含めた環境アセスメントの一層の改善を求め

ます。地熱や風力、中小水力発電の普及を図る上で足かせとなる不合理で無意味な規制も存在するため、一層の規制緩和ならびに規制改革の実施を求めます。

また、事業所・工場等の廃熱・未利用エネルギー、地熱・地中熱などの地域資源や再生可能エネルギーを活用する際の許認可の条件や規制を緩和すること。そのためには熱供給配管の整備が必要となる場合がありますが、その設備や工事の支援制度を整備すること。中小企業の省エネ強化にあたっては、設備単位の省エネ投資の支援とともに、生産・営業する建物・工場などの建築物の省エネ改修やエネルギー効率を上げることが必要です。住宅と同様に、高効率な窓、サッシ、遮熱や断熱工事など省エネ改修やコージェネレーションシステム導入への支援のほか、廃熱利用、地中熱や地下水利用、周辺地域の住宅へのエネルギー供給を可能にさせるなどの規制改革を行うこと。新製品・新技術の開発・普及を通じて未利用材などの地域材の有効活用につながる取り組みを支援すること。

(3) 循環型社会の形成、リサイクル・廃棄物処理問題、環境規制について

- ① 循環型社会形成をめざす一連のリサイクル法の実施にあたっては、一部中小企業に過度の負担とならないよう、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムを構築すること。その際、リサイクルしやすい製品づくりや製品の長寿命化の推奨、廃棄物の発生抑制を促すとともに廃棄物の排出事業者に対する罰則等を強化すること。
- ② リサイクルは、日本だけでなく、日本を含めたアジアでの広域的な循環が広がっています。有害廃棄物の国境移動につながりかねない「負のリサイクル」の規制を強化するとともに、日本以外の国でも適正なリサイクルが可能となる技術援助を行うなど、持続可能な社会づくりに寄与する広域的なリサイクルシステムの整備を要望します。
- ③ 低濃度 PCB 廃棄物については、地域ごとに PCB 廃棄物を一箇所に集め、厳重に管理・保管するような体制を整えること。また、アスベスト対策について、公共、民間の建物、個人住宅のアスベスト調査、飛散防止、無害化対策、安全な除去を進め、適切な管理が行われているか監視すること。
- ④ 日本のゴミ焼却率は世界で 1 位であり、リサイクル・分別が課題となります。各地域にある焼却施設では、生ごみを分けることで焼却炉を傷めず、燃料消費も抑制することができるという。特に生ごみの分別を一層進めるとともに生ごみのバイオマス利用の促進を進めること。また、焼却施設はコージェネレーション施設として発熱や熱供給の可能性があり、下水道処理施設もバイオマス活用の可能性は高く、**施設の整理や更新の際には、再生可能エネルギー施設として利用できるよう整備することを求めます。**
- ⑤ 「予防原則」の考え方に基づき、欧州連合（EU）は、鉛やカドニウムなど 6 物質の電気・電子機器への使用を禁止する RoHS（ロース）指令や新しい化学物質管理システム「REACH（リーチ）規制」を実施しています。一方、中小企業は、世界を視野に置いた機敏な情報収集には限界があり、情報提供体制の整備が強く求められています。これらの課題を解消するため、環境省は国内及び海外の環境規制に関する情報提供体制を早急に整備すること。
- ⑥ 二酸化炭素の排出抑制と温室効果ガスのフロン類の排出抑制のため、冷凍冷蔵倉庫や食品製造工場、食品小売店舗に省エネ型自然冷媒機器を導入する事業を補助する「脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業補助金」については、補助率を少なくとも 2 分の 1 以上、上限額についても引き上げること。

(4) フードロス、生物多様性について

① フードロスの中小企業や地域の取り組み支援を

年間 570 万トンといわれるフードロスは、事業系食品ロスは 309 万トン、家庭系食品ロスは

261万トンと推計されています。SDGsにもあるように、フードロスを削減することは喫緊の課題です。包装の汚れや破損だけでも廃棄になったり、消費・賞味期限の問題もあります。野菜や使わないうで廃棄していた部分を商品・製品化してあらたな付加価値を生み出している企業も多くあります。そういったフードロスを防ぐとともに、新たな商品・製品化に取り組む中小企業や地域の取り組みに支援を行うこと。

- ② 生物多様性も喫緊の課題ですが、どう取り組んでいいのかわからないのも事実です。中小企業や地域でどのような取り組みが必要なのかの事例を集め周知することや、取り組みについて支援をすること。

(5) 食料安全保障について

- ① 国内の食糧自給率を上げることが重要です。需要が高く輸入に頼っている作物の一層の国内生産を進めること。
- ② 米の有効的な利活用を進めること。『コメ・パックご飯・米粉・及び米粉製品』は日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、生産性を高め米の輸出を推進すること。
- ③ 法人経営の一層の促進や農業経営の規模拡大、連携強化、6次産業化への支援を強化すること。
- ④ 物価上昇やエネルギー上昇に伴う、農業や酪農、畜産などの第一次産業の支援を行うこと。
- ⑤ 畜産・酪農の防疫体制、管理を一層進めるため、畜産業・酪農の設備投資を支援すること。
- ⑥ フードロスにも関連しますが、廃棄される食品ロスを飼料や堆肥等への有効利用を一層推進するため、エコフィードの取り組みを支援すること。

(6) 環境保全・自然再生における国土の土地取引規制、空き家対策等の強化を

- ① 外国籍の個人・法人による水源、山林、島嶼部などの買占めなどが問題となっています。そのため、**国土として保全しなければならない重要な地域を指定し、所有権移転の制限や土地売買、利活用の国土法における土地取引規制の強化を検討すること。**
- ② 住宅ストックが約5,000万戸ある一方、空き家は約820万戸もあると指摘されており、環境保全型・自然再生型の観点からも空き家問題は無視できません。建物があると土地の固定資産税が6分の1となるため、建物部分を解体せずに空き家のまま放置されている物件も多くあります。空き家対策措置法では特定空き家等に対する固定資産税の特例からの除外ということがあります。それだけでは十分とは言えません。建物の**解体を促進するためには、解体しても一定の期間は土地に係る固定資産税が6分の1に据え置かれるなどの措置が必要です。また中古住宅市場の抜本的拡充をめざし、中古住宅の評価認証制度、新築住宅の長寿命化や高付加価値化を一層進めることを求めます。**
- ③ 土地利用、都市計画において、自動車優先の道路交通施策の見直し、自転車や電動キックスクーターなどの利用促進や、中小企業による電気自動車関連事業への支援を行うこと。

9. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

(1) 新しい仕事をつくりだすための会議体を設置しきめ細かい支援を

中小企業の新しい仕事づくりのため、官民が協力して市場・産業を生み出す「**需要創出のための中小企業会議（仮称）**」を広範な中小企業の参加で設置することを求めます。地域の大学や試験研究機関などと効果的に連携させ、中小企業による新しいビジネスの開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う産業人材育成を推進すること。

(2) 地方都市でのスタートアップエコシステムの支援強化を

スタートアップエコシステムは東京に一極集中していることもあり、引き続き首都圏中心として進めることは必要ですが、地方都市での取り組みを一層進めることが必要です。起業家の育成、創業促進など、

既存の中小企業の活性化に取り組むスタートアップエコシステムの支援を強化すること。また、地方では農業を中核に据えた農商工連携や競争力強化が功を奏しています。今後もその取り組みを後押しする施策の強化を図るとともに、都市部との調和と発展の道を描くこと。

(3) 中小企業の仕事づくりを自治体が推進できるような次の支援策を

- ① 地域資源を生かして地域の仕事づくりを進めるために、自治体への交付金を創設することや、中小企業の取り組みを支援すること。新商品の販路開拓で困難をかかえる多くの中小企業を支援できる体制を整えること。
- ② 「エコノミックガーデニング政策」（地域経済活性化のために地元の中小企業を成長させる手法。地域内連携により中小企業が持続的に繁栄できるビジネス環境を創出する）等を取り入れる自治体を支援すること。
- ③ 指定管理者制度の内容を「中小企業振興基本条例」に規定するなど、地元のニーズや事情に精通する地元中小企業やNPOの参入が十分配慮されるよう自治体に対する啓発・支援を進めること。
- ④ 各自治体で立地適正化計画の策定が進められていますが、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携、民間施設誘導など、立地適正化の対象にならない地域における資産価値の減少などが懸念されます。経済や生活に関する影響が大きいことから、地元中小企業の声を聴き、住民参加で策定されるよう支援すること。
- ⑤ 自治体が地元中小企業の得意分野・技術など調査・把握し、海外も含めて積極的に販路開拓を行う「自治体セールス」を実施する自治体を支援すること。また、自治体間の連携による中小企業同士のマッチング支援事業における成功例を増やし、全国のモデルとなり得る事例を幅広く知らせること。国が自治体間の連携を仲介するなどの支援すること。

(4) 海外展開・進出や撤退・回帰する中小企業に支援を

- ① 日本貿易振興機構（ジェトロ）の人員と機能を強化・拡充すること。中小企業の海外展開を支援すること。
- ② **重要な工業製品は生産拠点を海外から日本に生産拠点を回帰させることが重要です。生産拠点を日本国内に回帰・移設することを希望する企業を支援すること。特に医療・衛生関係、半導体等は安全保障上も喫緊の課題であり、政府があらゆる政策を検討し実施することを要望します。**
- ③ 政府各省庁をあげて中小企業の海外展開や海外から撤退や日本への回帰のための現地の法律・税制・市場等に通じた専門家活用などの支援を進めること。中小企業の製品を紹介する外国語サイトを開設し、海外からのアクセス分析とマッチング支援に取り組むこと。**現地企業の的確な信用情報が得られる体制を整えること。**
- ④ テロ情報に接する中、中小企業のセキュリティ対策に力を入れること。中小企業のセキュリティ対策に係る費用の一部を国が支援すること。

(5) 中小企業振興基本条例制定の促進や活用を促すこと

地域の中小企業と住民の協力を得ながら総合的に地域産業の振興を図るため、自治体に対して**中小企業振興基本条例又は地域産業振興条例の制定・改定を促すこと**。また、**中小企業を中心とする地域振興の基本理念の確立を促すとともに支援体制・予算措置の強化を促進すること**。

中小企業・小規模規模振興基本条例は、1,788市町村のうち2023年11月現在47都道府県と739市区町村（394市17区244町37村）と全国の約41%の市区町村が制定しており、早急に5割以上に拡大することをめざすこと。

(6) 随意契約制度を積極的に活用し地域の中小企業への発注促進を

地方自治体で普及しつつある小規模業者登録制をさらに拡大し、小規模工事を地域中小建設業者、官公需適格組合に随契発注して地域の仕事を増やすこと。中小建設業や官公需適格組合の仕事確保や育成につながるなどの随意契約制度の長所を積極的に活用すること。特定中小企業等優先発注制度などを創設し、小規模な入札に関しては自治体内の中小企業者に限定した入札を実施すること。

(7) 観光産業の育成を

観光の価値を医療・介護予防の観点からも評価し、ユニバーサルツーリズムの視点から地域の観光振興を推進すること。コロナ禍で打撃を被った観光産業の回復を図り、ニューノーマルに対応できる観光産業の育成を検討すること。中小企業のニューツーリズム（※）対応を促進すること。

※注）ニューツーリズムとは、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態である。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光等が挙げられ、旅行商品化の際に地域の特性を活かしやすいことから、地域活性化につながるものである。

(8) 知的資産の活用支援を

中小企業が試験研究機関や高等教育機関に保有されている「死んでいる知的財産」を活かして事業化することを支援するため、コーディネーター役や金融機関も活用した総合サービス機関の設置を検討すること。

(9) 商店街における中小小売業の事業活動の機会を適正に確保を

地域経済の発展、地域コミュニティづくりに大きな役割を果たしてきた商店街の多くが存亡の機に瀕し、地域の衰退が危惧されています。街づくりの主体者は商店街、中小企業、地域住民であることを明確にし、商店街における中小小売業の事業活動の機会を適正に確保すること。大規模小売店舗の立地規制についても強化の方向で再検討すること。

(10) 大企業の撤退・閉鎖の地域経済の影響を減らすために

大企業の事業所の突然な、あるいは、一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与えます。大規模な工場・事業所等の移転や閉鎖などに際しては、その計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議するルールを制度化すること。また、事業所等を開設して10年以内に撤退・縮小した場合は、国や自治体が誘致のために負担した補助金など公共経費と事業所税・固定資産税などの減免措置相当分を返還するルールを制度化すること。

(11) 中小企業の技術革新に対する支援の強化を

中小企業の技術革新（AIやIoT、ICTの利活用など）に対する支援を強化すること。ただし、OECD8原則（1980年9月にOECD（経済協力開発機構）の理事会で採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告」）にある、「収集制限の原則」「データ内容の原則」「目的明確化の原則」「利用制限の原則」「安全保護の原則」「公開の原則」「個人参加の原則」「責任の原則」の8項目の原則に則り、法整備を進め、情報セキュリティ・個人情報保護に努めること。

(12) 中小企業の行政システム利用支援を

中小企業向けのオンライン手続きについては、社会保険手続き等に導入したGビズID（法人共通認証基盤）を中心に、全省庁・地方公共団体のシステムを一元化し、証明書発行、申請、許認可、納税・還付、社会保険、手続き、行政手続きがデジタル上で重複なく、一度に完結されるなど、利用者側の使い勝手がよいシステム設計を実現すること。また、行政のデジタル化から取り残される中小企業が発生しないよう、認定支援機関等を通じたGビズID（法人共通認証基盤）の利用支援を要望します。

(13) 現実的に利活用しやすい中小企業支援施策を

中小企業支援の補助金・助成金などは、手続き・審査が複雑なものがあり、審査が承認されても金融

機関の関係等、実行をあきらめなければならぬ事例もありました。審査資料の再提出に困難な資料を求められるケースもあり、中小企業が現実的に利活用しやすい中小企業支援施策を求めます。

10. 東日本大震災等の教訓を生かし、災害対策や地域振興を推進し、防災・防疫対策を進めること

(1) 中小企業・地域の災害対策と地域振興を合わせた取り組みを

- ① 東日本大震災や熊本地震の教訓を生かし、能登半島地震の速やかな復旧・復興を進めること。
- ② 安全・安心の防災体制を築くとともに、防災型・地域再生型の社会資本整備と地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりを推進すること。
- ③ 中小企業が事業の継続又は早期の再開ができるよう、あらかじめ、必要な措置を行うことなどを規定すること。事業者等による防災訓練等の実施のほか、帰宅困難者の身の安全を確保するとともに、要救助者の生存率が比較的高い期間に、救出・救護活動や緊急物資の輸送等の災害応急対策を優先させるために一斉帰宅抑制のルール化等を促すこと。
- ④ 自治体がすべての中小企業の現状と課題を把握し、的確な施策を実施するための基礎的なデータを整備する悉皆調査（全事業所調査）に取り組むこと。国は調査にかかる費用等を支援すること。
- ⑤ 既存企業の業態革新、新分野展開、新産業、起業、雇用拡大のための制度をつくること。
- ⑥ 災害公営住宅の建築計画ではこれまでの経験を十分に検討し、地域の生活、風土や伝統を踏まえたものにし、構造は鉄筋コンクリートに限らず、木造なども視野に入れること。これらの仕事は、地元の中小建設業に優先的に発注すること。
- ⑦ 東京電力福島第一原発の処理水や除染ゴミ、放射能廃棄物について処理技術の確立をめざすこと。除染技術を確立していくことは、国土を回復するという問題として捉え、あらゆる政策を動員して除染に取り組むこと。

(2) 防災・事業継続の支援体制の確立を

東日本大震災以降、日本列島は本格的な地震の活動期に入ったといわれ、首都圏直下型震災等は高い確率での発生が予想されています。中小企業が大地震に被災しても、企業の再開と事業継続が迅速にできるよう防災・事業継続支援体制を早急に確立するために次のことを提言します。

- ① 東日本大震災では、津波などで被災事業者が事業所・工場の設備・施設だけでなく、企業の帳簿類や保有データなどすべてを失う事例がありました。そのような被災企業の事業再開・再建は困難を極め、各種救済制度への応募・申請書類の作成でも多大な時間と労力を要します。したがって、平時から企業情報・データを安全な場所へ自動的に保管できるシステムを安価に提供すること。たとえば、民間業者が行う同様のサービスに補助して、安価に利用できる制度を創設すること。
- ② 中小企業の「防災マニュアル」や「事業継続計画（BCP）」の策定支援、防災訓練支援を強化すること。また、専門家に相談できる制度を創設すること。
- ③ 災害時に被災中小企業が迅速に事業再開できるように広域の中小企業間などで相互連携・融通できる協定を結ぶことを促進する施策を企画すること。中古機械を相互に融通することも考えられます。

(3) 地域の中小企業が参加する地域防災計画・防災協定の締結の促進を

- ① 地域の中小企業と防災協定を結び、大災害時の避難場所・飲食料の確保や救助活動、啓開活動、がれき撤去などに迅速に対応できる体制を早急に構築すること。
- ② 中小事業所を地域の防災拠点とするため、飲食料の備蓄や自家発電設備の設置、備蓄倉庫の設置、津波避難ビル化などを個々の事業所又は団体と協定を結びながら、計画的に進めること。
- ③ 自治体ごとの防災基本条例の制定を促すこと。

(4) 復興庁を災害への緊急対応機能を強化し常設化を

今後、大震災や大規模災害は継続的に発生する可能性のあるものと想定し、復興庁は米国の緊急事態管理庁（FEMA）にならい、復興庁を災害への緊急対応機能を発揮できる官庁として強化し常設化すること。新型コロナウイルスの流行でさまざまな教訓と課題が明らかになりました。初動の対応と体制が決定的となります。

(5) 発注政策を「地域密着型公共工事」に転換し、中小企業の仕事づくりにつなげること

- ① 公共施設の老朽化対策に財源、組織、人員を振り向け、社会資本の維持、改善・長寿命化に地域中小建設業を活用すること。
- ② 首都圏直下型への防災・耐震計画を進め、公共施設の耐震化、避難路沿道建築物の耐震化、木造密集市街地の住宅耐震と延焼防止などの予算を増やし、執行にスピード化を図ること。
- ③ 住宅の耐震化、省エネ改修、中古住宅の利用、木材利用、地域型住宅ブランド化など住宅の耐震性、快適性向上に補助金予算を増大させること。

11. 起業家を増やし、事業を維持発展させるために

(1) 起業支援、経営支援のワンストップサービスの充実を

起業家の活躍に着目し、さまざまな創業支援を展開している地方自治体も増えています。キャリア開発の視点でのセミナー開催や、起業の準備段階からの相談、資金提供、起業後の経営の安定・拡大のサポート、起業後のネットワークづくりなどのワンストップサービスを総合的に行い、新たな事業創出や連携を生み出す環境づくりに取り組むことが重要です。地域ぐるみでの創業促進が重要です。

(2) 政府調達目標の一定部分を女性経営者の企業に

アメリカでは政府調達規則に基づく中小企業向け特別枠制度があり、契約する企業のうち女性が経営する企業の割合を5%とする数値目標や、女性契約促進規則の導入などを義務づけられており、韓国でも女性企業支援法により女性が経営する中小企業が生産する物品の購買促進義務が設けられています。

日本では公共調達に関して、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、総合評価落札方式等を行う際にワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点対象としていますが、女性経営者支援の観点から女性経営者への明確な調達目標を設け、事業の機会を積極的に配分し、経験と実績の蓄積を促すこと。

(3) 「女性のエンパワーメント原則（WEPs）」の活用を

女性の活躍を推進する国際的な原則である「女性のエンパワーメント原則（WEPs）」を活用した政策の展開を求めます。女性の活躍推進はSDGsで掲げる他の目標達成における鍵ともなっており、関連する国際原則などを意識し、活用した施策を講じること。

(4) 男女がともに仕事と子育て・生活を両立できる社会的な環境整備の促進を

家事・育児・介護に関する支援制度やサービスを充実させ、多様な働き方に柔軟に対応できる労働環境整備を図る中小企業への支援をより充実させること。特例認定制度（プラチナえるぼし）、従来の「えるぼし」や「くるみん」の認定を受ける際に条件的に不利にならないように中小企業の現状も踏まえ定期的な見直しを図ること。

12. 平和で安心安全な経済社会づくりを進め、信頼される政治や行政を

(1) 平和裏に経済活動に専心できる環境づくりを

近年アジア諸国はじめ世界各国との経済関係が一層緊密となる中、今こそ平和裏に経済活動に専心で

きる環境づくりが国の内外で切望されています。日本や中小企業の役割は大きく、平和で安心安全な経済社会づくりを進め、国際紛争は平和裏に解決する努力が求められています。国際社会の平和や核兵器のない世界の実現のためにあらゆる政策を検討し日本の役割をいっそう強化すること。

(2) 信頼される政治や行政を

政党への企業献金・団体献金は癒着を防ぐために法規制にのっとり厳正に運用されるべきです。また国家公務員が利害関係のある企業や団体に、天下りをすることは厳しく規制されており、政治行政の倫理を確立し、政治・行政に対する国民の信頼を回復させるため、不正防止・監理を徹底すること。

(3) 正確で迅速な統計情報の提供や情報公開を

正確な統計情報の提供、国民への情報公開を徹底すること。また、中小企業に期待されている役割に比べ、実態の諸側面を定量的に調査した各種統計の整備・公表が遅れており、速やかに改善すること。

13. その他

(1) 統合型リゾート事業におけるカジノ問題についての対策を徹底すること

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR法）」が可決施行され、いくつかの地域ではすでに統合型リゾート事業を検討しています。IRにおけるカジノには様々な問題が指摘されており、反社会的勢力の介入、治安の悪化、「ギャンブル依存症」の対策は徹底すること。地域内循環や地域振興につながるような統合型リゾート事業とすべきです。

(2) 通関業の立て替え払いの是正について

通関業者は輸入業者の代理で輸入申告をしますが、その際業界の悪しき慣例として通関業者が関税・輸入消費税を立て替えることがあります。その立て替え金額が尋常でなく、そのための資金繰りで中小企業では困難な状況になります。輸入業者が直接納税する仕組みを大企業から広く進めること。また、輸出入者符号にかえて法人番号を入力するようになったものの、直接納税する仕組みへの早期実現を摺りに期待します。例えば、輸入申告書を作成する際に、輸入者名義の口座しか入力できないようにすること。

(3) 「ビジネスと人権」について

「ビジネスと人権」について政府も行動計画（NAP）を作成するなど、その推進に取り組んでいます。日本の企業の99.8%は中小企業であり、民間事業所で働く人の約7割が中小企業で働いており、中小企業での理解・実行をいかに広げることが、NAPの実効性を高める一つの鍵となります。そのために、①中小企業向けガイドブックの作成・普及、②人権尊重に積極的に取り組み、企業として発展している事例の普及、③中小企業団体などによる人権デューデリジェンスの促進組織の設置等による中小企業の現状を踏まえた取り組みの促進などを実施すること。

以上

中小企業家同友会所在地一覧表

中小企業家同友会全国協議会 〒 101-0032 東京都千代田区岩本町 3-9-13 岩本町寿共同ビル 3階 TEL03-5829-9335

同友会名	〒	所在地	電話
(一社) 北海道中小企業家同友会	060-0906	札幌市東区北6条東4丁目1-7 デ・アウネさっぽろビル13F	011-702-3411
青森県中小企業家同友会	030-0931	青森市平新田字森越12-28 2F	017-752-0171
岩手県中小企業家同友会	020-0878	盛岡市肴町4-5 カガヤ肴町ビル3F	019-626-4477
(一社) 宮城県中小企業家同友会	983-0852	仙台市宮城野区榴岡1-6-3 東口鳳月ビル4F	022-355-2771
秋田県中小企業家同友会	010-0965	秋田市八橋新川向4番23号 みどりやビル2F	018-867-7471
山形県中小企業家同友会	990-2161	山形市大字漆山大段1865-5TISビルディング201	023-615-8302
福島県中小企業家同友会	963-8022	郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館5F	024-934-3190
茨城県中小企業家同友会	310-0851	水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館3F	029-243-8230
栃木県中小企業家同友会	321-0968	宇都宮市中今泉2-3-13 小山ハイッ103	028-612-3826
群馬県中小企業家同友会	371-0013	前橋市西片貝町1-300-5 ルアン第二ビル4F	027-232-0001
(一社) 埼玉中小企業家同友会	338-0001	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ10F	048-747-5550
(一社) 千葉県中小企業家同友会	260-0015	千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル7F	043-222-1031
(一社) 東京中小企業家同友会	101-0032	東京都千代田区岩本町3-9-13 岩本町寿共同ビル3階	03-5829-8988
神奈川県中小企業家同友会	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル3F	045-222-3671
山梨県中小企業家同友会	400-0851	甲府市住吉2-3-23 中沢ビルA301	055-267-8165
長野県中小企業家同友会	380-8553	長野市若里4-17-1 信州大学工学部キャンパス内 信州科学技術総合振興センター2F	026-268-0678
(一社) 新潟県中小企業家同友会	950-0926	新潟市中央区弁天1丁目1-16 サンテラス石宮2-A	025-287-0650
富山県中小企業家同友会	930-0827	富山市上飯野25	076-452-6006
石川県中小企業家同友会	920-0059	金沢市示野町南52 AKビル3F	076-255-2323
福井県中小企業家同友会	918-8205	福井市北四ツ居1-34-19 サンリードビル1F	0776-54-9699
静岡県中小企業家同友会	420-0857	静岡市葵区御幸町8 静岡三菱ビル6F	054-253-6130
愛知県中小企業家同友会	460-0003	名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス2F	052-971-2671
三重県中小企業家同友会	510-0066	四日市市南浜田町2-14 水谷ビル3F	059-351-3310
岐阜県中小企業家同友会	500-8259	岐阜市水主町1-176-2 ピースランドビル3F	058-273-2182
(一社) 滋賀県中小企業家同友会	525-0059	草津市野路8-13-1 KE草津ビル1F	077-561-5333
(一社) 京都中小企業家同友会	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地京都経済センター4階 416号室	075-354-5007
大阪府中小企業家同友会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル4F	06-6944-1251
(一社) 兵庫県中小企業家同友会	651-0087	神戸市中央区御幸通6-1-20 GEETEX ASCENT BLDG 5F	078-241-1230
奈良県中小企業家同友会	630-8215	奈良市東向中町6 奈良県経済会館407号室	0742-25-5660
和歌山県中小企業家同友会	640-8158	和歌山市十二番丁60-1 デュオ丸の内2F	073-422-3782
鳥取県中小企業家同友会	683-0805	米子市西福原1-1-55スマイルホテル米子2F	0859-30-2603
島根県中小企業家同友会	690-0056	松江市雑賀町227	0852-59-5970
岡山県中小企業家同友会	700-0936	岡山市北区富田29	086-222-7473
(一社) 広島県中小企業家同友会	730-0037	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ8F	082-241-6006
山口県中小企業家同友会	753-0211	山口市大内長野776-2	083-941-5741
(一社) 香川県中小企業家同友会	761-0301	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル4F	087-869-3770
徳島県中小企業家同友会	770-8056	徳島市問屋町43	088-657-7363
愛媛県中小企業家同友会	790-0003	松山市三番町1-11-10ISSEIビル301号	089-948-9920
高知県中小企業家同友会	780-0082	高知市南川添14-10 中尾ビル2F	088-882-5581
(一社) 福岡県中小企業家同友会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11F	092-686-1234
佐賀県中小企業家同友会	840-0015	佐賀市木原3-15-1 (株)ギョートク内	0952-27-7856
長崎県中小企業家同友会	850-0875	長崎市栄町1-20 大野ビル5F	095-822-0680
(一社) 熊本県中小企業家同友会	862-0971	熊本市中央区大江2丁目1番71号	096-342-4736
大分県中小企業家同友会	870-0888	大分市三ヶ田町3-4 ステラ・コレテ2F	097-545-0755
宮崎県中小企業家同友会	880-0915	宮崎市恒久南3-3-2 恒吉ビル2F	0985-50-3665
鹿児島県中小企業家同友会	890-0056	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル201号	099-259-1070
沖縄県中小企業家同友会	901-0152	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター603	098-859-6205